

令和7年第3回（6月）みなかみ町議会定例会会議録第1号

令和7年6月10日（火曜日）

議事日程 第1号

令和7年6月10日（火曜日）午前9時開議

- | | |
|--------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 議長諸報告 |
| 日程第 4 | 請願・陳情文書表 |
| 日程第 5 | 報告第 3号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告について
報告第 4号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告について |
| 日程第 6 | 報告第 5号 令和6年度みなかみ町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
報告第 6号 令和6年度みなかみ町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
報告第 7号 令和6年度みなかみ町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について |
| 日程第 7 | 報告第 8号 みなかみ町土地開発公社の経営状況の報告について |
| 日程第 8 | 承認第 2号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告について |
| 日程第 9 | 承認第 3号 みなかみ町税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について
承認第 4号 みなかみ町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について
承認第 5号 みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について |
| 日程第 10 | 承認第 6号 令和6年度みなかみ町一般会計補正予算（第7号）の専決処分報告について
承認第 7号 令和6年度みなかみ町水道事業会計補正予算（第3号）の専決処分報告について |
| 日程第 11 | 議案第44号 みなかみ町固定資産評価員の選任について |
| 日程第 12 | 議案第45号 令和7年度行政事務用パソコン購入契約の締結について |
| 日程第 13 | 議案第46号 令和7年度消防ポンプ自動車購入契約の締結について |
| 日程第 14 | 議案第47号 令和7年度にいはるこども園調理室等改修工事請負契約の締結について |
| 日程第 15 | 議案第48号 かわまちづくり事業休憩施設建築工事請負契約の締結について |
| 日程第 16 | 議案第49号 令和7年度みなかみ町スクールバス（45人乗り）購入契約の締結について
議案第50号 令和7年度みなかみ町スクールバス（29人乗り）購入契約の締結について |

- 日程第17 議案第51号 令和7年度みなかみ町カルチャーセンター改修工事請負契約の締結について
- 日程第18 議案第52号 みなかみ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第53号 みなかみ町地域公共交通活性化協議会設置に関する条例の制定について
- 日程第20 議案第54号 みなかみ町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第55号 みなかみ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第56号 みなかみ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第57号 令和7年度みなかみ町一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第23 一般質問
- ◇ 石坂 武 君 . . . 1. 町職員の処遇と勤務状況を再度問う
2. 国スポ開催に向けての準備状況は
 - ◇ 阿部 清 君 . . . 1. 行政区の今後の在り方
2. 旧幸知小学校跡地の活用方法
 - ◇ 鈴木美香 君 . . . 1. 新しい学びに「ラーケーション」の導入を
2. 矢瀬親水公園、矢瀬遺跡の管理と活用について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14人）

1番	河合史将君	2番	江口樹君
3番	石坂欣也君	4番	牧田直己君
5番	茂木法志君	6番	星野宗央君
7番	鈴木美香君	8番	阿部清君
9番	高橋視朗君	10番	高橋久美子君
11番	森健治君	12番	石坂武君
13番	高橋市郎君	14番	小林洋君

欠席議員 なし

会議録署名議員

7番	鈴木美香君	9番	高橋視朗君
----	-------	----	-------

職務のため議場に出席した事務職員の職氏名

議会事務局長	中澤聡	書記	小此木猛
書記	原澤達也		

説明のため出席した者

町長	阿部賢一君	副町長	茂木直人君
教育長	田村義和君	総務課長	鈴木伸史君
財政課長	中西紀子君	企画課長	小池俊弘君
税務会計課長	竹内理恵君	町民福祉課長	高橋輝君
子育て健康課長	泉経征君	環境課長	木樽晴彦君
上下水道課長	小林勲君	農林課長	合沢衛君
観光商工課長	本間泉君	地域整備課長	味戸勝彦君
学校教育課長	吉田武春君	生涯学習課長	大塚裕君

出席議員（14人）

1番	河合史将君	2番	江口樹君
3番	石坂欣也君	4番	牧田直己君
5番	茂木法志君	6番	星野宗央君
7番	鈴木美香君	8番	阿部清君
9番	高橋視朗君	10番	高橋久美子君
11番	森健治君	12番	石坂武君
13番	高橋市郎君	14番	小林洋君

欠席議員 なし

会議録署名議員

7番	鈴木美香君	9番	高橋視朗君
----	-------	----	-------

職務のため議場に出席した事務職員の職氏名

議会事務局長	中澤聡	書記	小此木猛
書記	原澤達也		

説明のため出席した者

町長	阿部賢一君	副町長	茂木直人君
教育長	田村義和君	総務課長	鈴木伸史君
財政課長	中西紀子君	企画課長	小池俊弘君
税務会計課長	竹内理恵君	町民福祉課長	高橋輝君
子育て健康課長	泉経征君	環境課長	木樽晴彦君
上下水道課長	小林勲君	農林課長	合沢衛君
観光商工課長	本間泉君	地域整備課長	味戸勝彦君
学校教育課長	吉田武春君	生涯学習課長	大塚裕君

開 会

(午前9時 開会)

議 長(小林 洋君) おはようございます。

本日、議員各位におかれましては、諸般にわたり多忙のところ定刻までに参集いただきまして誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は14名で定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これより令和7年第3回みなかみ町議会定例会を開会いたします。

なお、上着につきましてはご自由にしていただいて結構ですが、発言のときには着用をお願いいたします。

町長挨拶

議 長(小林 洋君) 本定例会に際し、町長挨拶の申出がありましたので、これを許可いたします。

町長阿部賢一君。

(町長 阿部賢一君登壇)

町 長(阿部賢一君) 皆さん、おはようございます。

小林議長のお許しをいただきましたので、6月定例議会開会に当たりまして一言ご挨拶を申し述べさせていただきます。

木々の緑もより一層濃さを増し、初夏を彩る梅雨の季節となりました。議員各位におかれましては、公私ともご多忙中にもかかわらずご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

また、議会閉会中におきましても、施策協議や調査活動をはじめ、各常任委員会等にご尽力いただきました。精力的な議員活動に対し、改めて敬意を表する次第であります。

さて、6月7日に上野村で「聞きたいな 森のささやき いつまでも」をテーマに第78回群馬県植樹祭が開催され、出席をしてみいました。森を守り、育み、生かすことの大切さ、緑豊かな郷土づくりを推進するために、県内持ち回りで開催をされております。町もユネスコエコパーク、ネイチャーポジティブ宣言などを通じて、自然と人間が共生する持続可能なまちづくりを引き続き取り組んでまいります。

本定例会に提案いたします案件は、報告6件、承認6件、人事1件、契約7件、条例5件、補正予算1件の計26件であります。詳細につきましては、後ほどご説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。開会に当たっての挨拶といたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

開 議

議 長(小林 洋君) これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付いたしました議事日程第1号のとおりであります。
議事日程第1号により、議事を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（小林 洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において指名いたします。

7番 鈴木美香君

9番 高橋視朗君 を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（小林 洋君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員会にもお諮りしまして、本日6月10日より6月18日までの9日間としたい考えであります。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日6月10日より6月18日までの9日間と決定いたしました。

日程第3 議長諸報告

議長（小林 洋君） 日程第3、議長諸報告を行います。

報告については、3月定例会閉会中に举行された13日、みなかみ中学校卒業証書授与式に出席いたしました。

これより定例会以降の主な事項について報告いたします。

20日、沼田高校、沼田女子高校、新沼田高校継志式に出席いたしました。

21日、22日は、いはるこども園卒園式、つきよのこども園卒園式、わかくりこども園卒園式に森副議長と手分けをして出席いたしました。

24日は、町内6校の小学校で卒業式が執り行われ、議会を代表して議長、森副議長、3常任委員長、総文副委員長と手分けをして出席いたしました。また、この日はみなかみ町土地開発公社理事会も開催され、出席いたしました。

26日、ホッケータウン認定式、みなかみ町遺族会本部役員懇談会、27日には、藤原湖マラソン大会実行委員会に産業観光生活環境常任委員長と出席いたしました。

4月に入り、1日は、教職員辞令交付式、2日、町グラウンドゴルフ協会定期総会が開催され、出席いたしました。

7日は、みなかみ中学校入学式及び町内6つの小学校の入学式が挙行され、森副議長及び3常任委員長、総文副委員長とともに手分けで出席いたしました。

また、8日は、にいはるこども園入園式、10日、つきよのこども園入園式、12日には、わかくりこども園の入園式が挙行され、出席いたしました。

その間、9日には、ネイチャーポジティブ自治体認承書授与式に出席いたしました。

14日、みなかみ町老人クラブ連合会役員総会、15日、みなかみ町商工会青年部通常総会懇談会が開催され、21日、みなかみ町とスターボックスの包括連携協定締結式に出席いたしました。

22日は、みなかみ町婦人会総会、23日は、小中学校教育研究講演会・総会、郡町村議会議長会決算監査、利根地方総合開発協会理事会、定例利根郡議長会と定例広域圏議員協議会が開催され、出席いたしました。

24日は、中学生海外派遣推進委員会に出席いたしました。

25日は、ゲートボール協会春季大会、町遺族会役員総会に出席いたしました。

28日には、町政20周年記念事業実行委員会設立総会、30日、町スポーツ協会総会に出席いたしました。

5月に入り、8日、大峰山山開き、12日には、石坂武議員、阿部議員と谷川岳プロジェクト実行委員会に出席、14日には、北部防火協会代議員総会、15日、民生委員児童委員協議会総会、16日、町長杯争奪ゲートボール大会、19日は、ホテルを守る会総会、20日は、みなかみ地域防犯協力会、春の地域安全パレードに石坂武議員、阿部議員と出席いたしました。

23日は、郡スポーツ協会総会、25日は、平標山山開き安全祈願祭に産観長が代理で出席いたしました。

27日は、副議長と共に全国町村議会議長・副議長研修会に出席し、みなかみ町商工会第20回通常総会には産観長に代理出席と祝辞をお願いいたしました。

28日は、みなかみ町20周年記念事業実行委員会に出席、29日には、群馬県町村議会議長会総会に出席いたしました。

30日は、みなかみ町土地開発公社理事会に副議長、常任委員長と4人で出席いたしました。

利根沼田広域市町村圏振興整備組合臨時総会に副議長と共に出席いたしました。

6月に入り、2日には、片品村武尊山山開きに出席いたしました。

7日は、町社会福祉協議会と月夜野ボランティア連絡協議会共催の第39回愛のチャリティー芸能大会に出席いたしました。

詳細につきましては、議会事務局で閲覧いただきますようお願いいたします。

以上をもちまして、議長諸報告といたします。

日程第4 請願・陳情文書表

議長（小林 洋君） 日程第4、請願・陳情文書表を議題といたします。
今期定例会における請願・陳情は、文書表のとおりであります。

[巻末 参考資料]

議長（小林 洋君） 以上、文書表のとおり所管の委員会に付託いたしますので、よろしくお願
いたします。

日程第5 報告第3号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告について
報告第4号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告について

議長（小林 洋君） 日程第5、報告第3号、損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告につ
いて及び報告第4号、損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告についての2件を一括議
題といたします。

町長より専決処分の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

（町長 阿部賢一君登壇）

町長（阿部賢一君） 報告第3号及び第4号について、関連がありますので一括してご説明を申し
上げます。

報告第3号、第4号ともに除雪作業における物損事故を原因とする損害賠償でございます。

報告第3号につきましては、令和7年2月20日午前9時10分頃、町道師77号線に
おいて、除雪作業中に損害賠償相手を使用する資材置場入り口に敷設している鉄板に接触
し、押し出した結果、フェンスを破損してしまったもので、損害賠償の額は13万2,0
00円であります。

地方自治法第180条第1項の規定により、令和7年3月21日に専決処分を行いました
ので、同条第2項の規定により報告をいたします。

報告第4号につきましては、令和7年2月20日午前6時13分頃、町道大穴7号線に
おいて、除雪作業中、バックした際に除雪車両排土板が損害賠償相手の所有する電信柱に
接触し、破損してしまったもので、損害賠償の額は21万1,174円であります。

地方自治法第180条第1項の規定により、令和7年3月27日に専決処分を行いました
ので、同条第2項の規定によりご報告申し上げます。

以上です。

議長（小林 洋君） 以上で報告第3号、損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告について及
び報告第4号、損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告についての2件の報告を終わ

ります。

-
- 日程第6 報告第5号 令和6年度みなかみ町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
報告第6号 令和6年度みなかみ町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
報告第7号 令和6年度みなかみ町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

議長（小林 洋君） 日程第6、報告第5号、令和6年度みなかみ町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてから報告第7号、令和6年度みなかみ町下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてまでの以上3件を一括議題といたします。

町長より報告の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

（町長 阿部賢一君登壇）

町長（阿部賢一君） 報告第5号から第7号につきまして一括してご説明を申し上げます。

報告第5号、みなかみ町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につきましては、令和6年度から令和7年度へ事業数として19事業、事業費として21億295万9,100円の繰越しを行いましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりご報告を申し上げます。

事由別に申し上げますと、第1に、国の補正予算に対応し予算措置した事業において、事業実施期間が短期間であるため、年度内に事業を完了できなかったものが、3款民生費のエネルギー・食料品等価格高騰生活支援給付金事業、7款商工費の電子地域通貨運営活用事業の2事業であります。

第2に、国、県等の事業の遅れの影響により繰り越したものが、2款総務費の普通財産管理事業、かわまちづくり事業の2事業であります。

第3に、事業関係者等との協議、または調整等に不測の日数を要したため繰り越したものが、2款総務費の庁内基幹系システム運営事業、産官学金連携による観光拠点整備事業の2事業、6款農林水産業費の農業用排水路長寿命化事業、7款商工費のローカルスタートアップ支援事業、8款土木費の橋梁長寿命化事業、除雪機・除雪車等整備事業、消雪施設改修事業、町道真政悪戸線整備事業、狭あい道路拡幅整備事業の5事業であります。

第4に、実施主体または債務者の事情により繰り越したものが、2款総務費の職員給与等管理事業、6款農林水産業費の農業者等健康増進施設管理運営事業、10款教育費の小中学校統合推進事業であります。

第5に、降雪等の影響により事業が執行できず繰り越したものが、6款農林水産業費の里地・里山保全整備事業、治山事業の2事業、10款教育費の小中学校施設等維持管理事業であります。

次に、報告第6号についてご説明申し上げます。

令和6年度みなかみ町水道事業会計予算繰越計算書の報告につきましては、令和6年度から令和7年度へ事業数として3事業、事業費として1億3,139万2,000円の繰越

しを行いましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定によりご報告を申し上げます。

事由別に申し上げますと、第1に、事業関係者等との協議または調整等に不測の日数を要したため繰り越したものが、1款水道事業資本的収支の水上中部地区配水管新設工事であります。

第2に、実施主体または債務者の事情により繰り越したものが、湯原温泉街配水管布設替え実施設計業務委託、猿ヶ京浄水場配水電動弁更新工事の2事業であります。

次に、報告第7号についてご説明申し上げます。

令和6年度みなかみ町下水道事業会計予算繰越計算書の報告につきましては、令和6年度から令和7年度へ事業数として1事業、事業費として600万円の繰越しを行いましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定によりご報告申し上げます。

事由といたしましては、実施主体の事情により繰り越したものとして、1款公共下水道事業資本的支出の水上処理分区水紀行館の館内の柵引き工事について繰越しを行いました。

いずれもやむを得ない事情により繰越しを行ったものであります。

以上をもちまして、報告といたします。

議長（小林 洋君） 以上で報告第5号、令和6年度みなかみ町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてから報告第7号、令和6年度みなかみ町下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてまでの以上3件の報告を終わります。

日程第7 報告第8号 みなかみ町土地開発公社の経営状況の報告について

議長（小林 洋君） 日程第7、報告第8号、みなかみ町土地開発公社の経営状況の報告についてを議題といたします。

町長より報告の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

（町長 阿部賢一君登壇）

町長（阿部賢一君） 報告第8号についてご説明申し上げます。

令和6年度事業概要であります。保有用地の事業収益の特別養護老人ホーム西嶺の郷用地について、土地の一部分の代金394万5,452円を清算いたしました。

決算の状況ですが、損益計算書をご覧ください。

事業収益から事業原価を差し引いた事業総利益は5万4,548円で、販売費及び一般管理費69万8,242円を事業総利益から差し引いた事業損失は64万3,694円でした。

事業外収益92万6,953円から借入金に対する支払利息等である事業外費用21万4,635円を差し引き、事業損失を合わせた経常利益は6万8,624円となり、最終の当期純利益は同額の6万8,624円でありました。

次に、貸借対照表をご覧ください。

資産の部は流動資産のみであり、資産合計は8,227万3,285円です。負債の部は

流動負債の短期借入金になり、負債合計は3,928万3,100円になります。

資本の部ですが、基本財産の500万円と前期繰越準備金3,792万1,561円と当期純利益6万8,624円を合わせ、資本合計は4,299万185円となり、負債資本合計は8,227万3,285円となりました。

以上、土地開発公社の経営状況の報告とさせていただきます。

議長（小林 洋君） 以上で報告第8号、みなかみ町土地開発公社の経営状況の報告についてを終わります。

日程第8 承認第2号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告について

議長（小林 洋君） 日程第8、承認第2号、損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告についてを議題といたします。

町長より専決処分報告の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

（町長 阿部賢一君登壇）

町長（阿部賢一君） 承認第2号についてご説明申し上げます。

本損害賠償事案は、公用車による事故を原因とする物損事故及び人身事故の損害賠償でございます。

令和6年11月9日午後1時54分頃、有害鳥獣パトロールで公用車を運転中、国道291号月夜野1803番地付近の信号にて運転操作を誤り、停車中の損害賠償相手が運転する車両に追突させてしまったものであります。

損害賠償の額は、相手方の車両を破損させてしまった物損事故分が31万2,000円で、事故後に被害者が治療のため診療を受けた費用2名分、合わせて184万227円が人身事故分であります。

なお、人身事故分につきましても示談が成立していることを併せてご報告させていただきます。

本事案につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年4月4日に専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

なお、公用車、またプライベートで車を運転するときも安全運転の徹底ということは指示をさせていただいております。このたびは、本当に人身事故も軽度のけがであったということが不幸中の幸いだったと思います。今後このようなことがないよう気をつけるようにさせます。大変申し訳ありませんでした。

議長（小林 洋君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

承認第2号について質疑はありますか。

石坂武君。

12番(石坂 武君) 人身の2名ということで話があったわけですがけれども、そのところは同乗者、助手席にいた方という解釈でよろしいのか、それが1点と、あと公用車の部分についてはどんな形で対応されますか。

議長(小林 洋君) 農林課長。

(農林課長 合沢 衛君登壇)

農林課長(合沢 衛君) ただいまの質問にお答えいたします。

人身事故の2名は、相手方の車両に乗られていた運転されていた方と同乗されていた方の2名になります。

こちら側の軽トラックの車両になるんですけれども、ナンバープレートが少し曲がった程度で手で直せる程度ということで、車両のほうの修理はしておりません。

以上です。

議長(小林 洋君) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(小林 洋君) ありませんので、これにて承認第2号の質疑を終結いたします。

これより承認第2号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小林 洋君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小林 洋君) ありませんので、これにて承認第2号の討論を終結いたします。

承認第2号、損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小林 洋君) ご異議なしと認めます。

よって、承認第2号、損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告については原案のとおり承認されました。

日程第9 承認第3号 みなかみ町税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について

承認第4号 みなかみ町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について

承認第5号 みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について

議長(小林 洋君) 日程第9、承認第3号、みなかみ町税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてから承認第5号、みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてまでの以上3件を一括議題といたします。

町長より専決処分の報告を求めます。

町長阿部賢一君。

(町長 阿部賢一君登壇)

町 長(阿部賢一君) 承認第3号から承認第5号まで一括してご説明を申し上げます。

いずれも地方税法等の一部を改正する法律が令和7年4月1日から施行されることに伴い、関連する条例について改正し、専決処分を行ったものであります。

まず、承認第3号についてですが、みなかみ町税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

条例第36条の2は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う項ずれを反映したものです。

条例第82条は、地方税法第463条の15の改正に合わせて軽自動車税種別割の標準税率の区分の見直しに伴う税率区分の改正によるものです。

条例第89条は、軽自動車税種別割の標準税率の区分の見直しに伴う減免申請書の記載事項に関わる規定の整備をするものであります。

条例第90条は、道路交通法の改正に伴い、マイナ保険証の運用開始に伴う減免申請時の運転免許証の提示義務に関わる規定等の整備をするものであります。

条例附則第10条の2は、地方税法附則第15条の改正に合わせて項ずれを反映したものです。

条例附則第10条の3は、地方税法附則第15条の9の3の改正に合わせて、特定マンションに係る特例について、申請者の提出がない場合でも一定の要件に該当すると認められる場合には特例を適用できるとする規定を新設するものであります。

条例附則第10条の4及び5は、地方税法附則第16条の2及び3の改正に合わせて規定を削除するものであります。

条例附則第10条の6は、地方税法附則第16条の4の改正に合わせて条ずれ等を反映したものです。

次に、承認第4号、みなかみ町都市計画税条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

条例附則第3項及び第14項は、地方税法附則第15条の改正に合わせて項ずれを反映したものです。

条例附則第4項は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う改正であります。

次に、承認第5号、みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

条例第2条は、地方税法施行令第56条の88の2の改正に合わせて基礎課税額を65万円から66万円に、後期高齢者支援金等を24万円から26万円に課税限度額を引き上げるものであります。

条例第23条は、地方税法施行令第56条の89の改正に合わせて、5割軽減の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗ずべき金額を29万5,000円から30万5,000円に、2割軽減の54万5,000円から56万円に減額措置に関わる軽減判定所得の基準額の見直しによるものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（小林 洋君） 説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

承認第3号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ありませんので、これにて承認第3号の質疑を終結いたします。

次に、承認第4号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ありませんので、これにて承認第4号の質疑を終結いたします。

次に、承認第5号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ありませんので、これにて承認第5号の質疑を終結いたします。

議長（小林 洋君） これより承認第3号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ありませんので、これにて承認第3号の討論を終結いたします。

承認第3号、みなかみ町税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第3号、みなかみ町税条例の一部を改正する条例の専決処分報告については原案のとおり承認されました。

議長（小林 洋君） これより承認第4号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ありませんので、これにて承認第4号の討論を終結いたします。

承認第4号、みなかみ町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第4号、みなかみ町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分報告

については原案のとおり承認されました。

議長（小林 洋君） これより承認第5号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ありませんので、これにて承認第5号の討論を終結いたします。

承認第5号、みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第5号、みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告については原案のとおり承認されました。

日程第10 承認第6号 令和6年度みなかみ町一般会計補正予算（第7号）の専決処分報告について

承認第7号 令和6年度みなかみ町水道事業会計補正予算（第3号）の専決処分報告について

議長（小林 洋君） 日程第10、承認第6号、令和6年度みなかみ町一般会計補正予算（第7号）の専決処分報告について及び承認第7号、令和6年度みなかみ町水道事業会計補正予算（第3号）の専決処分報告についての2件を一括議題といたします。

町長より専決処分報告の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

（町長 阿部賢一君登壇）

町長（阿部賢一君） 承認第6号から第7号について一括してご説明を申し上げます。

承認第6号、令和6年度みなかみ町一般会計補正予算（第7号）の専決処分につきましては、令和7年2月上旬から3月上旬の豪雪対応のため、除雪の出動回数及び作業時間等が大幅に増加したことによる除雪関連経費について措置したものであります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ184億2,557万1,000円としました。

歳出補正予算については、8款土木費、2項道路橋梁費6,000万円の増額であります。

財源となる歳入補正予算については、地方交付税6,000万円の増額であります。

次に、令和6年度みなかみ町水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明させてい

たきます。

資本的支出は、1款水道事業資本的支出で6,512万円を増額し、総額4億2,670万円にするものです。

内容は、建設改良費であります。

いずれも地方税法第179条第1項の規定により令和7年3月31日に専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（小林 洋君） 町長。

（町長 阿部賢一君登壇）

町長（阿部賢一君） 訂正をさせていただきます。

地方自治法第179条第1項に訂正をさせていただきます。大変申し訳ありませんでした。

議長（小林 洋君） 説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

承認第6号について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ありませんので、これにて承認第6号の質疑を終結いたします。

次に、承認第7号について質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ありませんので、これにて承認第7号の質疑を終結いたします。

議長（小林 洋君） これより承認第6号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ありませんので、これにて承認第6号の討論を終結いたします。

承認第6号、令和6年度みなかみ町一般会計補正予算（第7号）の専決処分報告についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第6号、令和6年度みなかみ町一般会計補正予算（第7号）の専決処分報告については原案のとおり承認されました。

議長（小林 洋君） これより承認第7号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小林 洋君) ありませんので、これにて承認第7号の討論を終結いたします。

承認第7号、令和6年度みなかみ町水道事業会計補正予算(第3号)の専決処分報告についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小林 洋君) ご異議なしと認めます。

よって、承認第7号、令和6年度みなかみ町水道事業会計補正予算(第3号)の専決処分報告については原案のとおり承認されました。

日程第11 議案第44号 みなかみ町固定資産評価員の選任について

議長(小林 洋君) 日程第11、議案第44号、みなかみ町固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

ここで竹内理恵税務会計課長の退席を求めます。

(税務会計課長 竹内理恵君退席)

議長(小林 洋君) 町長より提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

(町長 阿部賢一君登壇)

町長(阿部賢一君) 議案第44号についてご説明申し上げます。

地方税法第404条及びみなかみ町税条例第76条の規定に基づき、固定資産を適正に評価し、かつ価額の決定を補助するため、固定資産評価員を1人設置することとなっております。

利根郡みなかみ町下津1688番地1、竹内理恵を固定資産評価員に選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

議長(小林 洋君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第44号について質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(小林 洋君) ありませんので、これにて議案第44号の質疑を終結いたします。

これより議案第44号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小林 洋君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小林 洋君) ありませんので、これにて議案第44号の討論を終結いたします。

議案第44号、みなかみ町固定資産評価員の選任についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小林 洋君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第44号、みなかみ町固定資産評価員の選任については原案のとおり同意されました。

ここで竹内理恵税務会計課長の退席を解きます。

(税務会計課長 竹内理恵君着席)

日程第12 議案第45号 令和7年度行政事務用パソコン購入契約の締結について

議長(小林 洋君) 日程第12、議案第45号、令和7年度行政事務用パソコン購入契約の締結についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

(町長 阿部賢一君登壇)

町長(阿部賢一君) 議案第45号についてご説明申し上げます。

行政事務用のパソコンの定期的な更新を行うもので、今回は令和2年度に購入したパソコンの一部62台を入れ替えるための購入契約を締結するものであります。

令和7年5月30日に指名競争入札を行った結果、1,814万1,200円で前橋市本町2丁目2番16号、株式会社前橋大気堂代表取締役、降旗崇が落札いたしました。当該者を契約の相手方として購入契約を締結いたしたく、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長(小林 洋君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第45号について質疑はありませんか。

2番江口君。

2番(江口 樹君) 今回の契約方法なんですけれども、指名競争入札ということで何者を指名されたんでしょうか。

議長(小林 洋君) 総務課長。

(総務課長 鈴木伸史君登壇)

総務課長(鈴木伸史君) 江口議員のご質問にお答えいたします。

議長(小林 洋君) ちょっとマイクで。

総務課長(鈴木伸史君) ご質問にお答えいたします。

今回の指名は7者でございます。

議長(小林 洋君) ほかにありませんか。

7番鈴木君。

7 番（鈴木美香君） 指名が7者ということだったんですが、入札があったのは何者になりますでしょうか。

議長（小林 洋君） 総務課長。

（総務課長 鈴木伸史君登壇）

総務課長（鈴木伸史君） ご質問にお答えいたします。

応札ありました業者は5者でございます。

議長（小林 洋君） ほかにありませんか。

7番鈴木君。

7 番（鈴木美香君） 今回購入されたパソコンの台数を教えてください。

議長（小林 洋君） 先ほど提案理由の中に入っていましたけれども、もう一度確認ですか。

7 番（鈴木美香君） はい。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） 62台です。

議長（小林 洋君） ほかに。

ありませんので、これにて議案第45号の質疑を終結いたします。

これより議案第45号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ありませんので、これにて議案第45号の討論を終結いたします。

議案第45号、令和7年度行政事務用パソコン購入契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第45号、令和7年度行政事務用パソコン購入契約の締結については原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第46号 令和7年度消防ポンプ自動車購入契約の締結について

議長（小林 洋君） 日程第13、議案第46号、令和7年度消防ポンプ自動車購入契約の締結についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

（町長 阿部賢一君登壇）

町長（阿部賢一君） 議案第46号についてご説明申し上げます。

消防ポンプ自動車1台の購入契約を締結するものであります。

令和7年5月12日に指名競争入札を行った結果、2,849万円で群馬県高崎市矢中町821番地、温井自動車工業株式会社代表取締役、温井勲雄が落札いたしました。当該者を契約の相手方として購入契約を締結いたしたく、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（小林 洋君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第46号について質疑はありますか。

高橋市郎君。

13番（高橋市郎君） 近年、自動車ポンプのオートマ化が進んでいるということをお聞きしますが、このポンプ車についてはオートマ車なのかどうかの点、1点。もう1点は、今みなかみ町内にある自動車ポンプのうち、オートマ車は何台、マニュアル車が何台、一般のオートマ車が何台、その比率は分かるでしょうか。

議長（小林 洋君） 総務課長。

（総務課長 鈴木伸史君登壇）

総務課長（鈴木伸史君） ご質問にお答えいたします。

今回はオートマ車でございます。

それと、ちょっと今、保有台数全部で49台あるんですが、オートマとマニュアル車、これちょっと今データがございません。いずれにしても最近ではオートマ車のほうに全て移行している状況でございます。

以上です。

議長（小林 洋君） 答えに出ていませんが、採決に影響はございますか。

高橋市郎君。

13番（高橋市郎君） 今の車がオートマ車であれば、この採決には問題なくて、それ、現状のものについては参考までの質疑でありますので、そういうことでよろしいと思います。

議長（小林 洋君） じゃ、後ほどデータの開示をまたよろしくお願いいたします。

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ありませんので、これにて議案第46号の質疑を終結いたします。

これより議案第46号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ありませんので、これにて議案第46号の討論を終結いたします。

議案第46号、令和7年度消防ポンプ自動車購入契約の締結についてを採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小林 洋君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第46号、令和7年度消防ポンプ自動車購入契約の締結については原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第47号 令和7年度にいはるこども園調理室等改修工事請負契約の締結について

議長(小林 洋君) 日程第14、議案第47号、令和7年度にいはるこども園調理室等改修工事請負契約の締結についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

(町長 阿部賢一君登壇)

町長(阿部賢一君) 議案第47号、令和7年度にいはるこども園調理室等改修工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

本件につきましては、完全自園調理化のための調理室の改修や製造が禁止となる蛍光灯のLED化、地下タンクなどの法令不適合の是正等を目的とした改修工事となります。

令和7年5月22日に条件付一般競争入札を行った結果、沼田市西倉内町593番地、沼田・木村にいはるこども園調理室等改修工事特定建設工事共同企業体、代表者、沼田土建株式会社取締役社長、青柳剛が契約金額2億4,860万円で落札いたしました。当該者を契約の相手方として請負契約を締結したく、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長(小林 洋君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第47号について質疑はありませんか。

高橋市郎君。

13番(高橋市郎君) ただいまの提案理由の説明の中で、いわゆる調理室等改修とこういう説明を聞く限り、調理室の改修が主でほかは付随してあるという解釈ができるわけですが、予算の配分というものはどのようになっておられるか。

議長(小林 洋君) 子育て健康課長。

(子育て健康課長 泉 経征君登壇)

子育て健康課長(泉 経征君) お答えいたします。

工事の概要なんですが、まず調理室拡充がメインになります。それに伴う玄関昇降口や保健室の間取りの変更、指摘事項となっている地下タンクの工事、老朽化して故障がちな空調交換、2027年から製造、輸入が禁止となる蛍光灯のLED化などが主な工事となっております。割合については、調理室が一番メインとなりますので、パーセントとかそういうものが出ておりません。

以上になります。

議長（小林 洋君） ほかに。

高橋市郎君。

13番（高橋市郎君） 町長の提案理由の説明で本来あるべき自園調理の姿に戻す、戻すというかに変えるためだという説明があったように思うんですけども、開園するときの改修工事で本来自園調理のできる調理室に改修しておけば、今回開園中にいわゆる委託業務に、給食の調理を委託業務出さなくもいい状況があったわけだと思うんです。これは随契であるために議案にはのってこないからいいわけですけども、それだけ無駄な支出があるということの事実は生じているわけなんです。もう少し計画性を持ってやったならば、その委託業務の経費というものは必要なかったんじゃないかなというふうに私は解釈しています。それは質問じゃないんですけども、もう1点、いわゆる今回の拡充工事によって、何食の、マックス何食調理が可能なのか、その点についてお聞きします。

議長（小林 洋君） 子育て健康課長。

（子育て健康課長 泉 経征君登壇）

子育て健康課長（泉 経征君） お答えいたします。

全てのゼロ歳児から5歳児までの給食を賄えるということで、内容的には全ての人數分を賄えるということになりますので、園児が99人、そのほか職員も交えておよそ120人ぐらいまでは大丈夫だと考えております。

以上です。

議長（小林 洋君） 高橋市郎君。

13番（高橋市郎君） 120ぐらいは大丈夫だというような曖昧な答えで発注はしていないと思う。設計上何食できる設計で見積りをし、発注をしてあるわけで、今の答えで納得できるものではないと。3回だけというのは承知して言っていますから大丈夫だよ。ですので、その辺はもう少し、3回しかできないんだからいい加減な答えを言っていればいいんだということではなくて、きっちり答えてもらわないと、我々は3回しか質疑できないんで、その辺、議長、よろしくをお願いします。

議長（小林 洋君） 子育て健康課長。

（子育て健康課長 泉 経征君登壇）

子育て健康課長（泉 経征君） お答えいたします。

これは工事、関係することになりますので、人數分幾つ作れるかという話になりますと、人の配置ですとかそういうことも関わってまいりますので、人を増やせばその分、人數、食數も増えていきますので、そういうことも絡んでくると思います。

以上です。

（「暫時休憩をお願いします」の声あり）

議長（小林 洋君） 暫時休憩。

（午前10時03分 休憩）

（午前10時20分 再開）

議長（小林 洋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議長（小林 洋君） 先ほど議案第47号についての質疑の中の確認をお願いいたします。
子育て健康課長。

（子育て健康課長 泉 経征君登壇）

子育て健康課長（泉 経征君） お答えいたします。大変失礼いたしました。

調理能力が150食を想定しております。

以上です。

議長（小林 洋君） ほかにありませんか。

江口君。

2番（江口 樹君） 今回の契約金額なんですが2億4,860万円ということで、いはることも園の調理室等改修工事で全体の工事金額だと思われま。このうちの調理室だけに係る金額とほかの別の工事に係る金額の内訳教えていただいてもよろしいですか。

議長（小林 洋君） 子育て健康課長。

（子育て健康課長 泉 経征君登壇）

子育て健康課長（泉 経征君） お答えいたします。

調理室だけという金額の出し方はしておりません。拡充工事に伴うものもございますので、大体の金額を申し上げますと直接工事費が1億8,100万、仮設費が665万、現場管理費が1,470万、解体部分が90万、約90万ということになっております。

以上です。

議長（小林 洋君） ほかにありませんか。

ありませんので、これにて議案第47号の質疑を終結いたします。

これより議案第47号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ありませんので、これにて議案第47号の討論を終結いたします。

議案第47号、令和7年度にいはることも園調理室等改修工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第47号、令和7年度にいはることも園調理室等改修工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

発言の訂正

議長（小林 洋君） ここで町長より訂正の発言がありますので、よろしくお願ひします。

町長阿部賢一君。

（町長 阿部賢一君登壇）

町長（阿部賢一君） 大変申し訳ありません。

先ほど議案第45号、令和7年度行政事務用パソコン購入契約の締結についての部分なんですけれども、今回は令和2年度のところを先ほど令和7年度と申し述べてしまいました。訂正しておわび申し上げます。申し訳ありませんでした。

議長（小林 洋君） 総務課長。

（総務課長 鈴木伸史君登壇）

総務課長（鈴木伸史君） 先ほど議案第46号で高橋市郎議員のポンプ車のオートマという、オートマ、マニュアルかというご質問の件でございますが、私のほうでポンプのことを申し上げてしまい、実際に購入する車種はマニュアル、6速のマニュアルのミッション車でございます。

日程第15 議案第48号 かわまちづくり事業休憩施設建築工事請負契約の締結について

議長（小林 洋君） 日程第15、議案第48号、かわまちづくり事業休憩施設建築工事請負契約の締結についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

（町長 阿部賢一君登壇）

町長（阿部賢一君） 議案第48号についてご説明申し上げます。

かわまちづくり事業休憩施設建築工事の請負契約を締結するものであります。

令和7年5月9日に条件付一般競争入札を行った結果、7,260万円で利根郡みなかみ町湯原45番地、須田建設株式会社代表取締役、須田高幸が落札いたしました。当該者を契約の相手方として工事請負契約を締結いたしたく、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（小林 洋君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第48号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ありませんので、これにて議案第48号の質疑を終結いたします。

これより議案第48号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ありませんので、これにて議案第48号の討論を終結いたします。

議案第48号、かわまちづくり事業休憩施設建築工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第48号、かわまちづくり事業休憩施設建築工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第49号 令和7年度みなかみ町スクールバス（45人乗り）購入契約の締結について

議案第50号 令和7年度みなかみ町スクールバス（29人乗り）購入契約の締結について

議長（小林 洋君） 日程第16、議案第49号、令和7年度みなかみ町スクールバス（45人乗り）購入契約の締結について及び議案第50号、令和7年度みなかみ町スクールバス（29人乗り）購入契約の締結についての2件を一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

（町長 阿部賢一君登壇）

町長（阿部賢一君） 議案第49号から議案第50号まで一括してご説明申し上げます。

購入する2台の車両につきましては、令和8年4月に開校予定の月夜野小学校の児童を迎えるスクールバスの路線が増加するため、新規に購入するものであります。

議案第49号の購入契約についてご説明申し上げます。

本契約は、令和7年度みなかみ町スクールバス（45人乗り）購入契約を締結するものであります。

令和7年5月21日、指名競争入札に付し、契約金額1,735万8,000円で、群馬県渋川市中村738番地、関東いすゞ自動車株式会社渋川支店支店長、遠藤雅宏を契約の相手方として購入契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

続きまして、議案第50号についてご説明申し上げます。

本契約は、令和7年度みなかみ町スクールバス（29人乗り）購入契約を締結するものであります。

国内で販売されている自家用小型バスのうち、四輪駆動式については三菱ふそうトラック・バス株式会社の小型のみであります。このため、随意契約により契約金額1,028

万600円で群馬県前橋市高井町1丁目30番地20号、三菱ふそうトラック・バス株式会社北関東ふそう前橋支店支店長、小野里仁を契約の相手方として購入契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

議長（小林 洋君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第49号について質疑はありませんか。

阿部清君。

8番（阿部 清君） この購入車両については、45人乗りということですので運転には大型免許がもちろん必要になると思いますけれども、路線バス等では大型2種免許が必要になりますが、この車両、大変多くの子供たちを送迎するわけですが、運転に必要な免許の資格、1種か2種かで答えていただければ結構です。

議長（小林 洋君） 学校教育課長。

暫時休憩いたします。

（午前10時31分 休憩）

（午前10時45分 再開）

議長（小林 洋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（小林 洋君） 議案第49号についての質問回答の続きからお願いいたします。

学校教育課長。

（学校教育課長 吉田武春君登壇）

学校教育課長（吉田武春君） 阿部議員のご質問にお答えいたします。

第1種免許になります。

議長（小林 洋君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ありませんので、これにて議案第49号の質疑を終結いたします。

次に、議案第50号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ありませんので、これにて議案第50号の質疑を終結いたします。

これより議案第49号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ありませんので、これにて議案第49号の討論を終結いたします。

議案第49号、令和7年度みなかみ町スクールバス（45人乗り）購入契約の締結につ

いてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小林 洋君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第49号、令和7年度みなかみ町スクールバス(45人乗り)購入契約の締結については原案のとおり可決されました。

議長(小林 洋君) これより議案第50号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小林 洋君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小林 洋君) ありませんので、これにて議案第50号の討論を終結いたします。

議案第50号、令和7年度みなかみ町スクールバス(29人乗り)購入契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小林 洋君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第50号、令和7年度みなかみ町スクールバス(29人乗り)購入契約の締結については原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第51号 令和7年度みなかみ町カルチャーセンター改修工事請負契約の締結について

議長(小林 洋君) 日程第17、議案第51号、令和7年度みなかみ町カルチャーセンター改修工事請負契約の締結についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

(町長 阿部賢一君登壇)

町長(阿部賢一君) 議案第51号についてご説明申し上げます。

みなかみ町カルチャーセンター改修工事の請負契約を締結するものであります。

令和7年6月4日に条件付一般競争入札を行った結果、5,995万円で、みなかみ町後閑84番地3、増田建設株式会社代表取締役社長、増田安永が落札いたしました。当該者を契約の相手方として工事請負契約を締結いたしたく、地方自治法96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（小林 洋君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第51号について質疑はありませんか。

1番河合君。

1番（河合史将君） 条件付一般競争入札とありますが、ほかの入札業者はあったのか、確認をお願いします。

議長（小林 洋君） 担当課長。

（生涯学習課長 大塚 裕君登壇）

生涯学習課長（大塚 裕君） ただいまの質問にお答えいたします。

もう1者ございました。全部で2者になります。

以上です。

議長（小林 洋君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ありませんので、これにて議案第51号の質疑を終結いたします。

これより議案第51号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ありませんので、これにて議案第51号の討論を終結いたします。

議案第51号、令和7年度みなかみ町カルチャーセンター改修工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第51号、令和7年度みなかみ町カルチャーセンター改修工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第52号 みなかみ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議長（小林 洋君） 日程第18、議案第52号、みなかみ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

（町長 阿部賢一君登壇）

町長（阿部賢一君） 議案第52号についてご説明を申し上げます。

令和7年6月4日、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部が改正され、

選挙長、投票管理者、投票立会人などの報酬がそれぞれ増額となったため、みなかみ町もこの改正に合わせて額の改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（小林 洋君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第52号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ありませんので、これにて議案第52号の質疑を終結いたします。

これより議案第52号について討論に入ります。

まず、反対討論を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ありませんので、これにて議案第52号の討論を終結いたします。

議案第52号、みなかみ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第52号、みなかみ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第53号 みなかみ町地域公共交通活性化協議会設置に関する条例の制定について

議長（小林 洋君） 日程第19、議案第53号、みなかみ町地域公共交通活性化協議会設置に関する条例の制定についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

（町長 阿部賢一君登壇）

町長（阿部賢一君） 議案第53号についてご説明申し上げます。

近年の人口減少の本格化、高齢者の運転免許証返納の増加、運転手不足の深刻化、公共交通の確保、維持に関わる公的負担の増加等により、公共交通の維持が難しくなっておりますが、今後、地域住民や観光客のニーズに応じた交通手段を確保し、地域の実情に即した輸送サービスを実現するために、地域公共交通の活性化及び再生に関わる法律に基づき、地域公共交通計画を策定します。つきましては、計画の策定及び実施に関する必要な協議を行うため、地域公共交通活性化協議会の設置条例を制定し、併せて関連する条例の一部を改正するものです。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（小林 洋君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第53号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ありませんので、これにて議案第53号の質疑を終結いたします。

これより議案第53号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ありませんので、これにて議案第53号の討論を終結いたします。

議案第53号、みなかみ町地域公共交通活性化協議会設置に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第53号、みなかみ町地域公共交通活性化協議会設置に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第54号 みなかみ町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について

議長（小林 洋君） 日程第20、議案第54号、みなかみ町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

（町長 阿部賢一君登壇）

町長（阿部賢一君） 議案第54号についてご説明申し上げます。

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令が改正され、令和7年4月1日に施行されました。この改正に基づき、固定資産税の課税免除の扱いについて、対象施設の設置期限を令和10年3月31日までの3年延長するものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（小林 洋君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第54号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ありませんので、これにて議案第54号の質疑を終結いたします。

これより議案第54号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ありませんので、これにて議案第54号の討論を終結いたします。

議案第54号、みなかみ町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第54号、みなかみ町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第55号 みなかみ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第56号 みなかみ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議長（小林 洋君） 日程第21、議案第55号、みなかみ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について及び議案第56号、みなかみ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての2件を一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

（町長 阿部賢一君登壇）

町長（阿部賢一君） 議案第55号及び第56号について、改正内容が同様であるため一括してご説明を申し上げます。

令和7年4月1日に、子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令が施行されたことに伴い、関係する本条例の規定を改正するものであります。

改正内容は、特定地域型保育事業は比較的小規模な保育事業のため、特定教育・保育施

設との連携協力をするように定められていますが、連携施設の確保が著しく困難であって、必要な適切な支援を行うことができると市町村が認める場合が連携施設の確保をしないこととすることができる措置の規定を見直すものです。

なお、みなかみ町には、特定地域型保育事業に該当する保育所等はありませんが、今後のことを考え整備しておくものです。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（小林 洋君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第55号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ありませんので、これにて議案第55号の質疑を終結いたします。

次に、議案第56号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ありませんので、これにて議案第56号の質疑を終結いたします。

議長（小林 洋君） これより議案第55号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ありませんので、これにて議案第55号の討論を終結いたします。

議案第55号、みなかみ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第55号、みなかみ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

議長（小林 洋君） これより議案第56号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ありませんので、これにて議案第56号の討論を終結いたします。

議案第56号、みなかみ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小林 洋君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第56号、みなかみ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第57号 令和7年度みなかみ町一般会計補正予算(第1号)について

議長(小林 洋君) 日程第22、議案第57号、令和7年度みなかみ町一般会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

(町長 阿部賢一君登壇)

町長(阿部賢一君) 議案第57号についてご説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,498万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ157億9,498万6,000円とするものであります。

歳出補正の主なものについてご説明申し上げます。

2款総務費、1項総務管理費1,296万円の増額は、上毛高原駅を核としたまちづくり推進事業700万円、水上支所管理運営事業195万7,000円、猿ヶ京温泉交流公園管理運営事業144万8,000円が主なものです。

3款民生費、1項社会福祉費3,581万2,000円の増額は、エネルギー・食料品等価格高騰生活支援給付金事業です。

6款農林水産業費、1項農業費の550万7,000円の増額は、農林漁業体験実習館管理運営事業及び水紀行館管理運営事業です。

7款商工費、2項観光費70万7,000円の増額は、観光用公衆トイレ維持管理事業です。

続いて、財源となる歳入補正についてですが、国庫支出金3,396万3,000円の増額は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金165万3,000円及び物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金3,231万円です。

繰入金2,102万3,000円は、ふるさと応援基金です。

以上が一般会計の補正内容であります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長(小林 洋君) 提案理由の説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

議案第57号、令和7年度みなかみ町一般会計補正予算(第1号)についての質疑以降については、後日の本会議において審議したいと思います、これにご異議ございません

か。

(「異議なし」の声あり)

議長(小林 洋君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第57号、令和7年度みなかみ町一般会計補正予算(第1号)についての質疑以降については、後日の本会議において審議することと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

(午前11時06分 休憩)

(午前11時06分 再開)

議長(小林 洋君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第23 一般質問

通告順序1 12番 石坂 武 1. 町職員の処遇と勤務状況を再度問う
2. 国スポ開催に向けての準備状況は

議長(小林 洋君) 日程第23、一般質問を行います。

一般質問につきましては、7名の議員より通告がありました。

本日を3名、明日11日を4名といたします。

本日は、3名の質問を順次許可いたします。

初めに、12番石坂武君の質問を許可いたします。

石坂武君。

(12番 石坂 武君登壇)

12番(石坂 武君) 12番石坂武。

議長の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

今回から動画配信が始まるという特別な日のトップバッターとして質問をさせていただくということで、特に緊張の中での質問となりますが、本日も2問質問を用意させていただきました。

なお、今回も質問が多岐に及びますので、簡潔かつ明快な回答をお願いします。

1問目については、2014年12月に職員の処遇について、2015年12月に勤務状況について、それぞれ質問させていただいておりますが、質問から相当の期間が経過していることと、基本的な部分は変わらないと思いますが、当時、質問したのが岸町長の時代であり、その後、前田町長、鬼頭町長と変わり、当時より既に10年前後が経過したということで、当時と大きく社会情勢も変化していることを考慮、意識した中、今回は現町長の阿部町長に質問をさせていただきます。

当時と比べ、職員の処遇、勤務状況がどう変化したか、具体的な内容を伺う前に、職員数の推移について、まず伺います。約20年前の合併時の職員数は385名と理解してい

ますが、それに間違いないかと、現在の職員数について、まず教えてください。

議長（小林 洋君） 町長阿部賢一君。

（町長 阿部賢一君登壇）

町長（阿部賢一君） 石坂武議員の質問にお答えさせていただきます。

6月からビデオ配信ということで、記念すべき第1号ということで、おめでとうございますというの、何て言えばいいんでしょうか、記念になるなといった、我々は後ろ、この、しか映らないんですけども、記念すべき第1回目ということであります。

先ほど石坂議員の質問であります、合併時の職員数は385名ということですね。現在、令和7年6月1日現在の職員数は、役職定年職員及び再任用フルタイム職員を含め208名です。

以上です。

議長（小林 洋君） 石坂君。

（12番 石坂 武君登壇）

12番（石坂 武君） 職員数の捉え方も、若干、今、触れておりましたけれども、以前と違い、雇用形態といいますか実態がなかなか見えません。

役職定年、再任用、会計年度職員等の区分についての詳細と、それぞれの人数について教えてください。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） 答弁させていただきます。

役職定年とは、令和3年地方公務員法改正により、管理職員が60歳を迎える年の年度末の管理職以外の職に役降りすることです。

令和6年度末で対象となる管理職は9名いました。そのうち8名は役降りして正職員として引き続き勤務しています。残りの1名は、一度退職し、再任用制度を活用し、再任用短時間勤務職員として勤めていただいております。再任用は年金が支給される年齢65歳と、段階的に引き上げられる定年年齢との間に生じる無報酬期間をなくすことと、職員が長年培ってきた能力、経験を公務内で有効に発揮できるための制度と考えております。

令和6年度末で退職された10名の職員のうち、8名が再任用職員として勤務しています。前年から引き続き再任用として勤務している職員を加えると、13名の職員がフルタイム再任用職員として勤務をいただいております。

会計年度任用職員制度は、令和2年の法改正により始まった制度で、それまでは曖昧だった臨時職員、嘱託職員の処遇を改善させる目的で施行されました。一般の行政事務補助や技能労務職などの業務を担っていただいております。

町においては、令和7年6月1日現在で137名の会計年度任用職員を任用しております。内訳として、社会保険の適用を受けるフルタイム職員が8名、社会保険適用のパートタイム職員が97名、社会保険適用外の会計年度任用職員が32名という数字になっております。

長くなりました。申し訳ありません。

議長（小林 洋君） 石坂武君。

(12番 石坂 武君登壇)

12番(石坂 武君) 以上をお聞きした上で、ここからは具体的な内容について伺います。

過去に、夫婦で勤務している職員が全く管理職になれないという非現実的な状況がありました。改善に向け、過去に質問させていただいた経過があるわけですが、その点については、既に今は改善されてきているということで解釈をしておりますけれども、これについては公平公正性の観点から、人事評価制度を積極的に活用していることでよいか、1点。

それと、この部分、過去においては、先ほども言いましたけれども、公平公正な部分が全く無視をされており、現状は改善をされたということでよいか、併せて伺います。

議長(小林 洋君) 町長。

町長(阿部賢一君) 人事評価制度の適用と公平公正な取組というご質問かと思えます、前段が。

で、地方公務員法の改正に伴い、法律で人事評価を実施することと明文化されています。町でも、法改正に合わせて平成24年度より人事評価制度を導入させていただき、業績評価、能力評価を実施し、適材適所の人事配置に努めているところであります。

2点目が、あるかないかということですが、今、そういう夫婦のそういうことはありませんし、そういうことも考えておりません。ないという認識でいますし、自分はそのようなことをするつもりはないという、あくまでも適材適所の姿勢であります。

議長(小林 洋君) 石坂武君。

(12番 石坂 武君登壇)

12番(石坂 武君) やっと通常の状態に戻ったということで解釈をさせていただきます。

過去に実際にあった、元夫婦の方や義兄弟の方が同じ課に所属していたということが、現実、ありました。現状は、その点はないかについて、まず教えてください。

議長(小林 洋君) 町長。

町長(阿部賢一君) やはり任命権者の役割の一つとして、先ほど申し上げました繰り返しになります、適材適所の人事配置を行うことが求められており、その時々最適な人事配置を選択しているというふうに認識をしています。

そういうことはないという認識であります。いいですかね。それで、そういうことで支障を来すようなことがあれば、その配置替えというのも想定されるかなというふうに思っておりますけれども、今のところそういう事案は届いていないというのが現状だというふうに認識をさせていただいております。

以上です。

議長(小林 洋君) 石坂武君。

(12番 石坂 武君登壇)

12番(石坂 武君) あってはならないことなんですけれども、過去には現実にその状況がありました。今後も慎重な対応をお願いしたいと思います。

次に、我々、人事権はないんですけれども、今回の人事異動により、私が把握している範囲では、みなかみ支所、議会事務局において、女性職員がゼロ、皆無となりました。いろいろと支障があると思えますし、現に支障があるという話も聞き及んでおります。改善へ向けての考え方を含め、町長の見解を伺います。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） 男性女性ということで意識して人事配置、人事異動をしたわけではないということをご理解いただきたいと思います。

また、性別により業務遂行に支障が出ることはないと考えてはおりますが、先ほどそういうお話が石坂武議員のところへ届いているお話も、今、伺いました。

今後は、来庁者等への配慮を適切に提供できるよう、ご指摘いただいた部分についても検討していきたいというふうに考えております。

議長（小林 洋君） 石坂武君。

（12番 石坂 武君登壇）

12番（石坂 武君） 職員数においては、合併当初より大幅に減っています。先ほどの町長の回答のとおりでありますけれども、あわせて町の人口も、合併時の2万4,000人台から、現在1万6,000人台と、これまた大幅に減っています。

半面、予算規模においては、一般会計ベースで、合併当初100億円を目指すとし、数年間は当初予算額が120億円台までに推移をしていた現実があります。しかしながら、7年度は157億4,000万円ということになっています。

町の人口及び職員数は大幅に減っていながら、予算については大幅に増えているという状況において、業務量が増えていることも想定されますし、結果として、職員に精神面、肉体面を含め過度な重圧を与えていないか、その点について伺います。

なお、公僕である職員が心身ともに健全であってこそ、町民皆さんに対し実のある対応がなされると思います。その点についても併せて伺います。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） おっしゃるとおり人口が1万6,000人台に突入し、その予算が157億円ということで、で、職員数も、先ほど申し上げましたように減ってきているという中で、その過度な重圧とか大丈夫かという心配のご質問かと思えます。

社会情勢、人口構造の変化で町民ニーズは、そして複雑だったり、まさしく求めるものが多様化してきています。で、予算増、職員減の状況下で、職員が今まで以上に高度な案件を抱えたまま行政課題に慎重に対応する必要があり、以前より負担も増えているのも事実かというふうに思っております。

これらの状況を打開するため、業務の効率化や事務事業の廃止なども見据えた行財政改革を進めたいと考えております。で、実際に、その一つとしてDXの推進に取り組んでおります。これにより、住民の利便性の向上はもとより、職員の負担を減らしていこうと考えていますが、やはり行財政改革だけではなかなか負担を減らすことは難しいと思えます。やはりマンパワーが必要な場面も多々ありますので、新たな取組として、令和6年度から10月1日付の職員採用試験を行い、年度途中で正職員を採用し負担軽減につなげていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（小林 洋君） 石坂武君。

（12番 石坂 武君登壇）

12番（石坂 武君） 今後の途中採用というんですかね、試験でというのは。最後のほうでまた伺いますので、ダブるかもしれませんがよろしくお願いします。

そこで、死語になっていないと思うんですけれども、公僕という部分が出てきました。そもそも公僕についてどう捉えているか伺います。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） 公僕とは、一部の奉仕者ではなく全体の奉仕者だという、すなわち公務員を指している言葉だというふうに認識をさせていただいております。

以上です。

議長（小林 洋君） 石坂武君。

（12番 石坂 武君登壇）

12番（石坂 武君） そこで心配なのが勤務時間であります。

勤務時間の実態はどうなっているのか、まず伺います。過去に超過勤務の上限は15時間から20時間に変更になったということで承知をしているわけですがけれども、現状、改善に向かっているような話も耳にしていますので、現状について伺いたいのと、土日の対応を含めて教えてください。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） お答え申し上げます。

勤務時間は、今までタイムカードで出勤簿により管理をしてきましたが、翌年度から出退勤管理システムを導入し、ICカードによる打刻に変更され、より正確な勤務実態が把握できるようになりました。

時間外勤務は、令和元年働き方改革関連法案の施行に伴い上限規制が設けられ、通常の勤務であれば月45時間が上限となりました。他律的業務や特殊業務の場合は、月100時間、月平均80時間以下などが上限となります。現時点、町では、この時間外勤務手当の支給上限は設けておりません。

土日の対応ですけれども、週休日や祝日も含めて勤務は同一週振替を基本とし、前4週、後8週の範囲内で代休を取得するよう運用しています。ただ、代休の現実問題として、業務多忙で代休が取れないケースもあります。この点は、やはり業務量の削減、あるいはさらに、民間に委託できるものは委託を推進し、今後も取り組んでいかなければならない課題と捉えております。

実績を、ちょっと令和6年度の実績として、正職員の時間外勤務の平均は、月が10.8時間です。最大は月128時間でした。これらが確認された際は、上限を超えて勤務している旨の通知を、その所属の課長宛てに送り、実際に勤務している職員にも通知しています。繁忙期などでは、月45時間を超える勤務をしている状況も見受けられますので、代休への対応を、同じように業務量の削減、あるいは、さらなる民間委託への推進、定型業務を会計年度任用職員にお願いするなど、業務の平準化及び負担の軽減策を行っていきたいと思います。とれる環境づくりに努めるということで、ご理解いただきたいと思

議長（小林 洋君） 石坂武君。

(12番 石坂 武君登壇)

12番(石坂 武君) そうすると、通常の上限については、既に廃止をされたと理解をさせていただきます。

話をかみ砕くと、土日については代休対応で処理している部分もあると、そういうことでよろしいのかと、その辺を教えてくださいたいと思います。

また、さっき時間外勤務の状況はここで質問するわけだったんですけども、先ほど話が出ましたので、代休の取得率が分かれば併せて教えてください。

議長(小林 洋君) 町長。

町長(阿部賢一君) そういうご理解でよろしいかと思います。

取得率は、代休はないんですね。有給休暇の数字はあるんですけども、代休の取得率はちょっと把握していないので。

議長(小林 洋君) 石坂武君。

(12番 石坂 武君登壇)

12番(石坂 武君) そうすると、具体的な数字がない部分もあるんですけども、サービス残業が存在するという点でよろしいか。

先般、東吾妻町の元職員の訴えに対して、前橋地裁にて残業代支払命令がなされたとの新聞報道がありました。他人事とは思えませんので、好ましいこととは思いません。見解を、その点について伺います。

議長(小林 洋君) 町長。

町長(阿部賢一君) 先ほど申しあげました出退勤管理システムの導入で、勤務日の出勤時間と退勤時間をシステム上管理、確認、管理することができるようになりました。時間外勤務の報告内容と合わせて、その職員の在庁時間を比較することで時間外勤務の手続の申告漏れなどを、所属の管理職はもとより、給与担当も確認をしているところであります。

これらのチェックで、二重チェックということですよ、これで、チェックで、サービス残業はないと認識をしております。

以上です。

議長(小林 洋君) 石坂武君。

(12番 石坂 武君登壇)

12番(石坂 武君) その辺は、代休の取得率とかというのは確認されていないので、そうですねとは言い切れませんので、ぜひ、この後調べていただいて報告いただければと思います。

次に、年次有給休暇の取得率も分かれば教えてくださいたいんですけども、それは無理でしょうか。

というのは、過去に、過労あるいは精神的に追い詰められたのかは定かではないんですけども、職員が短期間で続けて亡くなったという現実がありました。その点については、現状、大丈夫でしょうか。

議長(小林 洋君) 町長。

町長(阿部賢一君) 有給休暇の取得率と過労の精神面というご質問かと思います。

令和6年の有給休暇の取得率は34.2%でした。これは、令和5年の取得率34.1%

を若干上回る結果となりましたが、日数で換算すると、令和6年では平均12.9日の取得日数、令和5年の取得日数は平均13.2日となっています。取得日数の減少は、業務量の増加等による影響が出ているものと考えております。令和7年は、1人当たり14日以上の取得を目指すよう、職員にお知らせをしたところでございます。

過労による精神面等の状況についてですが、今現在、長期の病気休職をしている職員はおりません。しかしながら、精神的に不安を抱えている職員はいると思います。そのための対策として、先ほども述べさせていただきましたが、有給休暇の取得促進や特別休暇の拡充を行い、不安を解消させるためにも、仕事から離れて休暇を取り、リフレッシュをする必要があるというふうに考えております。

以上です。

議長（小林 洋君） 石坂武君。

（12番 石坂 武君登壇）

12番（石坂 武君） 年休の取得率34.1から2に上がったと、低い数字じゃないかなと思いますので、ぜひ改善に向けて努力をしていただきたいと思います。

また、死亡した職員が過去におったということですがけれども、その辺については現状は大丈夫というようなことで理解します。

次に、ケアについての取組や現状はどうなっているのでしょうか。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） ケアについての取組というご質問です。答弁させていただきます。

時間外勤務が月80時間を超えた職員の通知には、大きいこうじいるところだと産業医との面談を希望するかどうかの案内も記載して、希望があれば面談の機会を設けるようにさせていただいております。

また、長期休職から復職する場合には、医師の診断書、意見書があるなどの一定の要件が必要ですが、短時間勤務による勤務軽減措置を一定期間認めるなど、職場復帰への支援、配慮も行っているところであります。

以上です。

議長（小林 洋君） 石坂武君。

（12番 石坂 武君登壇）

12番（石坂 武君） 関連がありますので、次に、ストレスチェックについてはどうなっていますか。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） ストレスチェックについてのご質問です。

ストレスチェックは、毎年6月から7月頃にかけて、会計年度任用職員を含め、全職員を対象に実施しております。ストレスチェックの結果は職員本人に通知され、調査結果で高い高ストレスとなった職員には、産業医との面談の案内を送り、希望する職員は面接指導を受けられる体制を取っております。

以上です。

議長（小林 洋君） 石坂武君。

(12番 石坂 武君登壇)

12番(石坂 武君) みなかみ町職員の給与に関する条例及び規則により運営がされていると思いますが、条例の16条に、夜間勤務手当の項目があります。条例規則がある以上、当然、みなかみ町においても運用はされていると思いますが、その点についてお伺いします。

議長(小林 洋君) 町長。

町長(阿部賢一君) 人事院勧告や群馬県人事委員会の勧告を受けて、町の給与条例や給与規則の改正をしております。改正内容につきましては、国や県と準じており、運用については適正に行っております。

以上です。

議長(小林 洋君) 石坂武君。

(12番 石坂 武君登壇)

12番(石坂 武君) 今、適正に行っているという回答なんですけれども、時間の関係で、これ以上は質問、繰り返しませんけれども、100%完全実施ではないと思います。よく調べていただいて、完全実施に向け努力をしていただければと思いますので、よろしく願います。これは質問ではない。

同じく、条例19条の2、管理職員特別勤務手当の項目がありますが、当然これも運用されていると思うわけなんですけれども、運用の有無と項目内容の回答を求めます。

議長(小林 洋君) 町長。

町長(阿部賢一君) 特別勤務手当の運用ではということだと思います。

管理職員特別勤務手当と、これ、石坂武議員もご承知だと思いますけれども、管理職員が臨時または緊急の必要から明示的な指示、または指示が想定される状況下で週休日や休日、平日の深夜にやむを得ず勤務した場合に支給される手当です。

管理職員特別勤務手当が支給される対象勤務として、人事院が国家公務員の例として示している通知の内容は、国会関係、政策協議、法令協議、予算国際交渉、災害対応、事件、事故、情報セキュリティインシデント対応などとなっております。これを町に当てはめて考えてみますと、やはり災害や事件、事故など、町民への危険が迫っている場合での対応、また、何らかのアクシデントで情報漏えいが疑われる場合への対応などと考えられます。過去には、災害応援派遣で特別勤務手当を支給した実績があります。これは、上下水道課の職員が能登半島地震に給水後方支援に勤務していただいたことが例です。

通常の与えられた業務に対して、週休日や深夜に勤務したいからといって支給される手当ではなく、所属の課長、もしくは特別職から、特に必要があるから、緊急であるからといった勤務の命令が出された場合に支給できる手当であることは、承知だと思いますけれどもご理解いただきたいというふうに思っております。

議長(小林 洋君) 石坂武君。

(12番 石坂 武君登壇)

12番(石坂 武君) 今の回答から、当然把握していると思いますが、そもそも管理職手当とは別ということをご理解をいただくのと、さきの質問と同じく、これまた私が調べた範囲では、100%の実施にはなっていないようですので、その辺も精査、改善を願えれば

と思います。

次に、障害者の法定雇用についてですが、これについては、誰もが職業を通じた社会参加のできる共生社会実現の理念の下、全ての事業主に、法定雇用率以上の割合で障害者雇用をする義務があるというものであると思いますけれども、町の雇用実態と障害者雇用の内容について、まず伺いたいのと、関連で、労働省からだと思えますけれども、障害者の雇用率引き上げと支援策への強化についてと題して、各事業主の皆さんに通知が出ていると思えますが、その有無と、出ている場合には、その内容についても教えてください。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） 障害者の法定雇用についてですけれども、障害者の雇用の促進等に関する法律に定められているとおり、地方公共団体が障害者を積極的に雇用することとされております。先ほど石坂武議員が申し上げたとおりです。

みなかみ町では、令和6年6月時点で、障害者雇用率は2.20%で、法定雇用率の2.80%を下回っている状況であったことで、事実であります。

また、次の2問目の質問も続けて答弁させていただきます。

町の障害者雇用率が法定雇用率を下回っている状況を受けて、群馬県労働局や沼田公共職業安定所、ハローワークから、本町に指導並びに助言がありました。これを受けてですけれども、届け出た計画どおりに障害者の方を任用していないと適正実施勧告の対象となるといった指導でした。

これを受けて、その後、関係機関の助言、協力をいただきながら、会計年度任用職員を対象に障害者雇用の募集を行い、令和7年4月1日に3名の方を任用し、令和7年4月時点で8名の方が町に勤務をしていただいております。このことによって、法定雇用率が2.8%のところ、現在が2.52%となります。で、やはり、令和7年4月時点でも法定雇用率を下回っておりますので、引き続き関係機関と連携し、障害者の方の雇用に努めていきたいと思っております。

いろいろ、先ほど申し上げました指導をいただいた時点の後に、関係機関にそういうお話をつないで、やっと3名の方を雇用することができたと。まだまだ不足している部分がありますので、これはやはり定められた中で、積極的に関係機関と連携する中で進めていきたいという思いでおりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

議長（小林 洋君） 石坂武君。

（12番 石坂 武君登壇）

12番（石坂 武君） 次に、町に対しての指導、あるいは指摘というようなことも含めて回答していただきましたので、ぜひこの部分についても積極的な対応を引き続きやっていただければと思います。

次に、先般の人事異動により7名の課長が交代になり、この場にいるわけですが、今回の退職者がたしか10名程度で、対して、新規採用者は3名という状況だったと思います。

先ほど、改善等に向けての話はしてもらっていますが、先ほど来、職員数の減に対してのやり取りがありました。将来の職員のバランスが逆ピラミッドになるのを、非

常に心配しています。先ほどの改善も含めてということ、ダブってもいいので再度お聞きします。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） 石坂武議員もご存じのとおりだと思っております。

年齢別の職員数の分布は、やはり高齢層の職員が多く、若年層の職員が少ない状況です。この状況を変えるためには、やはり昨年度から始めました10月1日付の採用と4月1日付の採用の、合わせて年2回実施することといたしたところであります。この取組を、やはり数年は続けていき、職員の年齢構成が、ある程度バランスがよい状態になるようにしていきたいと考えております。

自分が町長就任してからは、やはり職員一人一人の勇気と能力を最大限に引き出すために、人事院勧告に準じた措置は当然実施し、いろいろな取組もさせていただいているところであります。給与面でも、旅費制度の見直しを行ったり、職場環境においては、高齢者部分休業制度や長期休職者への勤務軽減措置による職場復帰支援など、リフレッシュ休暇の新設や出退勤管理システムの導入などを努めてきたところでありますし、また、業務支援としては、生成AIの導入や職場のDXを推進するとともに、これからも10月1日の採用で努めて、平準化を図れるようにしていきたいというふうに考えております。

議長（小林 洋君） 石坂武君。

（12番 石坂 武君登壇）

12番（石坂 武君） 今の発言のとおり、ぜひ今後も計画的な対応をしていただければと思います。

今までの伺ってまいりましたが、要は、制度は制度として、決まりは決まりとして遵守いただき対応していただくことを強く申し上げ、そのことにより、町民皆さんに対し、中身の濃い対応につながるということを重ねて申し上げまして、2問目の質問に移らせていただきます。

2問目については、5月24日付及び6月3日付新聞各紙、群馬版に報道されておりますけれども、1983年、昭和58年に開催されたあかぎ国体以来、実に46年ぶりに、2029年に本県で開催がされることが決定されました国民スポーツ大会についてであります。

みなかみ町においては、あかぎ国体時、当時、月夜野町を会場に開催された陸上ホッケー競技が再度開催されることが決定されたということで、大変喜ばしいことと思っております。あかぎ国体以来、地元へ根づき、利根商業高等学校をはじめ地元の子供たちにも、現在まで継承されていることも決定に至った要因と考えられますし、先般、日本ホッケー協会より、ホッケータウンとして認定されたりと、期待大であります。

今回の国スポホッケー競技の誘致に伴い、開催決定に至った経緯についてと、国スポの理念についてを伺います。

議長（小林 洋君） 教育長。

（教育長 田村義和君登壇）

教育長（田村義和君） 石坂議員のご質問にお答えいたします。

国民スポーツ大会開催の経緯についてでございますけれども、平成29年7月、当時で

すので平成40年、令和に直しますと令和10年ですけれどもに開催予定の国民体育大会、現在の国民スポーツ大会について、当時の公益財団法人日本体育協会、現在は日本スポーツ協会になっておりますが、群馬県での開催を内々定し、翌平成30年3月には、群馬県に準備委員会が設立されました。その県準備委員会から、各市町村に対し、競技会場及び施設の選定作業を円滑に進めていくことを目的として、競技開催の意向調査が実施されました。当時、みなかみ町では、小学校、中学校、高等学校と、地元の学校でホッケーが継続的に行われており、さらに、開催に適した施設を有していたことから、国民スポーツ大会の理念に基づき、平成30年10月にホッケー競技の開催を希望いたしました。

その後、県による開催地選定に関連したヒアリングの実施や、新型コロナウイルス感染症の影響による開催年の1年延期などを経て、令和2年11月に開催された県準備委員会常任委員会において、令和11年のホッケー競技をみなかみ町で開催することが一次選定として決定されました。

国スポの理念でございますけれども、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して、国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて、地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとするというのが理念でございます。

議長（小林 洋君） 石坂武君。

（12番 石坂 武君登壇）

12番（石坂 武君） 会場については、先ほど教育長が話したとおり、開催に適した施設ということで、月夜野ホッケー場ということで承知してはいますけれども、具体的なコート何面が必要になるのか。あるいは、芝の張替えについてはどうなるのか。経費負担区分はどうなるのかについて教えてください。

議長（小林 洋君） 教育長。

教育長（田村義和君） お答えいたします。

月夜野緑地施設内運動広場の人工芝グラウンドについて、そこが会場になる予定でございますけれども、こちらにつきましては、平成22年1月の完成以来、小規模な修繕を行ってきたものの完成から15年が経過し、経年劣化が顕著となっております。

令和5年11月には、国民スポーツ大会開催に伴う日本ホッケー協会の視察が行われ、その際、競技に使用するホッケー場2面の人工芝張替えと、ホッケー協会による公認の取得が要請されました。このような経緯から、人工芝の張替えは必要不可欠であります。

張替え費用は、現段階の見積額でおよそ4億円ほど必要になると考えられますが、その経費については、競技別拠点スポーツ施設等整備事業補助金の活用を検討しています。この補助金は、国民スポーツ大会の主会場となるスポーツ施設の整備を目的とした群馬県の補助事業でありまして、補助率は2分の1以内。ただ、補助上限額は1億円となっております。それ以外にも活用可能な助成金や交付金を幅広く検討し、一般財源の負担軽減に努めてまいりたいと考えております。

議長（小林 洋君） 石坂武君。

（12番 石坂 武君登壇）

12番(石坂 武君) 具体的事務を行う方についてですけれども、4月の人事異動により、スポーツ振興係が主体となって進めるということで想定ができるわけですが、当面は兼務ということの対応でいくのか、その点教えてください。

議長(小林 洋君) 教育長。

教育長(田村義和君) 令和7年度につきましては、生涯学習課スポーツ振興係が国民スポーツ大会に関わる事務を担当する予定でございます。

議長(小林 洋君) 石坂武君。

(12番 石坂 武君登壇)

12番(石坂 武君) ということは、当然、今後は専門で業務を行う、名称は別としまして、国スポーツ事務局等の組織をつくって取り組んでいくということによろしいでしょうか。

議長(小林 洋君) 教育長。

教育長(田村義和君) そういうことになりますので、令和8年度につきましては、ホッケー場の人工芝の張替えやリハーサル大会の開催準備に加えて、国民スポーツ大会開催基準要項に基づいて、会場地に実行委員会を設置する必要があります。それ以外にも、宿泊や移動手段、報道対応の検討など様々な事務が発生することから、令和8年度の当初から、生涯学習課内に準備室を設置して、全ての準備が適切に行われるよう対応していきたいと考えております。

議長(小林 洋君) 石坂武君。

(12番 石坂 武君登壇)

12番(石坂 武君) さっき、ちょっと経費のところでも聞き忘れたんですけど、4億という報告といますか回答がありました。これは1面なんですか、2面なんですか。

議長(小林 洋君) 教育長。

教育長(田村義和君) 2面全面張替えの見積額になります。

議長(小林 洋君) 石坂武君。

(12番 石坂 武君登壇)

12番(石坂 武君) 当時、私自身、旧水上町の職員であり、あかぎ国体のときには、国体事務局員ということで、カヌー、ウエイトリフティング、山岳競技の開催に向け、業務に携わらせていただきました。

そのときの経験として、先ほど教育長も一部触れておりましたけれども、宿泊、弁当、輸送、各種会議、行幸啓対応、各種団体対応、マスコミ対応等々、競技以外においても、想像できない突発的な問題や課題が頻繁に発生することが想定されます。

大会が成功裏に終了することを切に望むわけですが、ここで、町長と教育長、国スポ大会に向けて、思いがあれば、決意といますか一言お願いしたいと思います。

議長(小林 洋君) 町長。

町長(阿部賢一君) 決意の前に、先ほど職員の関係で、誰もが安心して働く役場環境づくりに努めてまいりたいと思っております。

で、100%じゃないというお話を、ご指摘をいただきました。その部分については、どういものが不足しているのかということをちょっと精査させていただいて、限りなく

石坂武議員から100点満点もらえるようなことに取り組んでいきたいと思っておりますので、ご理解賜りたいと思います。

で、国スポ大会の話になります。令和11年に開催される国民スポーツ大会は、町にとっても、やはりこれ、地域の魅力を全国に発信する絶好の機会ではないかというふうに捉えさせていただいております。

また、先ほど石坂武議員からご紹介がありました。群馬県に初のホッケータウンとして、町民の皆さんと一丸となり、やはり成功を目指すべき重要なイベントであります。この大会を成功させることで、町のさらなる発展と町民の皆様方に、やはり誇りを持っていただく、そして育むきっかけになる大会になればいいなというふうに考えております。

また、恐らく、全国大会ですから、県内外からたくさんのお客さんが、ここみなかみ町に、ホッケー関係で来ていただくこととなりますので、やはりみなかみ町のこの自然や文化、そして温かいおもてなしを心で感じていただけるような準備を進めていければというふうに考えております。やはり、やるからには成功させる、そんな思いを秘めて挑んでいきたいと思っておりますので、議員各位におかれましても特段のご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上です。

議長（小林 洋君） 教育長。

教育長（田村義和君） 町長のお話と重なるところもありますけれども、国民スポーツ大会は単なるスポーツイベントにとどまらず、地域の発展や次世代への継承にもつながるものです。

今後は、ホッケー競技を開催するための基盤整備や組織体制の構築、さらには、リハーサル大会の実施など、一歩ずつ着実にステップを踏んで、大会に向け準備を整えてまいりたいというふうに思います。

そのためには、やはり行政だけでなく、議員各位をはじめ町民の皆様、関係団体や企業など多くの方々のご協力が不可欠ですので、皆様と力を合わせて、ホッケー競技だけでなく大会全体が成功を収めるよう、全力で尽くしてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（小林 洋君） 石坂武君。

（12番 石坂 武君登壇）

12番（石坂 武君） 先ほど教育長、触れておりましたけれども、2029年国スポ大会のリハーサル大会の今、話が出ました。

その具体的な開催時期だとか予定でもいいんですけれども、報告できる部分があれば触れてもらえればと思います。

議長（小林 洋君） 教育長。

教育長（田村義和君） リハーサル大会は、国スポの前年度でございますので、2028年になります。月については、これから確定していくということになります。

議長（小林 洋君） 石坂武君。

（12番 石坂 武君登壇）

12番（石坂 武君） リハーサル、本大会を含めて、成功に向けてぜひ頑張っていただきたいと思

(町長 阿部賢一君登壇)

町長(阿部賢一君) 阿部清議員の質問に答弁させていただきます。

人口減少によって区の再編、機能を維持していくには必要な時期に来ているのではないかとこの質問だと思います。

町の現状と再編統合に係る協議の経緯についてご説明をさせていただきます。

まず、国勢調査によるみなかみ町の人口、これは基本だと思いますので紹介させていただきます。推移については、平成17年には2万3,310人でありましたが、令和2年には1万7,195人となり、先ほど石坂武議員とのやり取りの中でも、1万7,000人を実際に割り込んだという話をさせていただきました。まさに、この平成17年と令和2年で6,115人減少し、比較すると約4分の3になっています。

また、行政区数は、先ほど阿部清議員も申し上げていたとおり、59行政区で増減はありません。

町村合併後の平成18年10月には、みなかみ町行財政改革調査会から答申があり、内容は、先ほど申し上げました59の行政区から22の行政区に再編するものでした。この答申を受け、町では区長会に諮り、区長会において検討、協議を進めていきましたが、単年度では結論が出なかったため、その後も協議を続けていきましたが、各地区とも歴史や地域性があり、簡単には方向性が出せるものではなく、結論が出ないままとなり、平成28年度から、各行政区で検討いただいた主体的な統合等の意思があった時点で、町として協力することとなっています。

行政区の統合については、町が強要できるものではなく、あくまでも行政区の状況や地区の事情により進められるものでありますので、各行政区の主体的な意思を尊重し、助言等必要があれば協力する形を取っていきたいと思っております。

以上、1次答弁とさせていただきます。

議長(小林 洋君) 阿部君。

(8番 阿部 清君登壇)

8番(阿部 清君) 今回の町長の答弁ですと、以前から行政区再編に向けての協議はあったようですが、方向性が出ずに結論は出せなかったようですが、町村合併から町の人口は4分の3に減っているということですので、行政区の人口や世帯数も減っているものと思われま

す。行政区の統合については、町が強要できるものではなく、行政区の事情により進めていくという考えですので、町も行政区の状況をしっかりと把握していただき、町村合併から20年たち、状況も以前と大分変わってきていますので、今後も協議をしていただければと思います。

各地区には、地域の活動拠点であり、交流の場として重要な役割を果たしている公民館等があります。その多くの施設が、整備から十数年の年月が経過しており、改修や建て替えの時期を迎えています。今後は、多額の更新費用等が必要になることが見込まれ、施設の在り方を検討していく必要があると思っておりますが、町長の見解をお伺いします。

議長(小林 洋君) 町長。

町長(阿部賢一君) 確かに各地区に公民館、集会所等があります。おっしゃるとおり大分年数が

たって、いろいろ修繕しなければ、改修しなければならないという施設があることは承知しております。町の条例に規定されている施設、各地区で補助等を利用し整備した施設など、その設置方法は様々であります。施設は、昭和から平成の初期頃までに整備されたものが多く、老朽化の著しい施設があることは承知をしております。

現状では、各地区のご負担によって地区集会所を維持管理し、改修、修繕には、必要に応じて町等の補助事業を活用いただいているところでありますが、今後、各地区の意向により、再編や統合などの協議を進める中で、例えば防災の避難所となっている集会所などもありますので、その点を踏まえて、やはり検討していきたいと思っております。

小さい地区などの集会所というのは、年間ほとんど使わない施設もあるのも十分承知しております。そういうものの所有者がどこなのかということもありますし、その辺も含めて検討していきたいというふうに思っております。

議長（小林 洋君） 阿部君。

（8番 阿部 清君登壇）

8番（阿部 清君） 多くの施設が、昭和から平成初期に整備され、老朽化も進んでいるようで、今後の維持はますます大変になってくると思います。現状の維持管理は、区の負担ということですが、改修や修繕には補助事業もあるようですので、行政区の負担が少しでも軽減されるようお願いしたいと思います。

また現在、避難所となっている施設等もあると思いますので、今後はそういった施設が本当に安全な場所なのか、再度検証もしていただければと思います。

町は地域行政の運営を円滑に推進するために、行政区長を通して回覧などの文書の配布をお願いしています。しかし、人口減少や高齢化により、区長の成り手がなくなり、地域行政の事務機能にも支障を来すことが予想されます。現在、月夜野地区の2区で区長が選出されていませんが、どのような対応をしているのかお伺いします。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） これについては、町では、先ほどいろいろご紹介いただきました町行政事務等業務委託要綱にあるとおり、町民福祉の充実及び町政の円滑な運営に資するため、町が行う事務の一部を行政区における住民組織の代表者に業務を委託しております。この代表者が区長さんだということで、ご理解いただいていると思います。

諸事情により区長を選任できない2地区には、行政事務等を委託できませんので、配布物等については各戸送付し、行政情報の提供はしているところであります。また、地域住民からの要望等があれば、随時対応している状況であります。

以上です。

議長（小林 洋君） 阿部君。

（8番 阿部 清君登壇）

8番（阿部 清君） 現在、配布物については各戸に送付しているということですが、現状今、2地区ということで、配布件数も少ないから対応できていると思うんですが、今後、こういった地区が増えてくる可能性が十分あります。そうした場合、いろいろな面で、また職員の負担も増えてくると思いますので、早めの対応を考えていただければと思います。

人口減少と高齢化が進展したことにより、地域内の商店の消滅や公共交通機関の減少などにより、生活環境が悪化したことで、人が住みづらい環境に拍車がかかっているものと思われま

す。近年、限界集落という言葉を目にします。限界集落とは、65歳以上の高齢者が集落人口の50%を超え、集落の活動機能が低下し、社会的共同生活の維持が困難な状態になることを言います。また、集落の高齢化が極端に進み、75歳以上の人口が50%以上になると、集落の活動機能が困難となり、やがて消滅していくという見方が示されています。

今後、それぞれの地域の将来の姿を客観的に把握するための将来人口を推計したデータ等が必要になると思いますが、近い将来、行政区としての機能を維持できなくなると思われる地区の把握はしているのか、お伺いします。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） 5年に一度、国で実施している過疎地域等の条件不利地域における集落の状況に関する調査が行われ、直近では令和6年度に実施されております。これによりますと、町の状況は把握しておりませんが、ご質問の行政区としての機能を維持できなくなると思われる地区ですが、行政区の世帯数や人口区分だけでなく、運営方法も関係しており、1,000人以上の区もあれば、数十人の区もあり、住民の年齢構成や必要な行事などを、各行政区の状況に応じて考えた上で運営している行政区もあるのが現状であります。

以上です。

議長（小林 洋君） 阿部君。

（8番 阿部 清君登壇）

8番（阿部 清君） 5年に一度、集落の状況に関する調査、令和6年に実施したということですので、町の状況はある程度把握しているということのようですので、今後も行政区としての機能が維持していけるよう、しっかりとした調査をしていただければと思います。

平成31年1月に、行政区の統合に向け、周辺整備及び指導を要望しますという要望書が、水上地区の中部6町と消防分団長名で提出されています。内容は、中部5区は、もともとと同じ小中学校区内に位置することもあり、強い結びつきを持ちながらも、それぞれの伝統の継承や地域の発展に努めてきましたが、小さな行政区単位では、限界を痛感しているところであり、毎年の区役員の選出にも支障が出ている状態で、これから先、将来を見越したとき、区の統合という大きなコミュニティをつくるのが、未来に向けた地域づくりへの最善の道であるという共通認識を確認しました。現状、それぞれの区内の調整段階には差がありますが、今後も協議を継続し、体制の整った区より順次統合を実現していきたいと考えているというものであります。

町に対して、消防団員の詰所機能を併せ持つ地域コミュニティの核となる集会施設の建設や、統合に向けたプロセスの指導や、現在の区の財産の取扱いなど、ほか想定できない様々な問題が存在すると思われるので、他の先進地の取組方法などを教授願いたいというものであります。

この要望書が提出されてから6年が経過していますが、いまだ何の情報や指導もありません。行政区の主体はもちろん地域住民ですが、新たなコミュニティを発足するまでは、

行政の指導や支援が必要だと考えます。この要望書について、現在、どのような扱いになっているのか、確認ということでお伺いします。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） 先ほど阿部清議員から、平成31年1月に提出された要望書だというふうに、この通告をいただいてその要望書というものを読ませていただきました。大穴、湯桧曾、幸知、綱子、栗沢の5の区長さん名と、消防団第5分団長の連名で提出いただいた要望書の趣旨は、地域コミュニティの核となる集会施設の建設、行政区の統合に向けた町からの指導と記されてありました。

この件に関しては、現在、保留状態ではありますが、要望書の内容には、行政区同士で調整し、協議が整った行政区から、順次統合に向けた準備が始まるものと記載がありますので、まずは行政区同士で協議をいただき、ご相談があれば、その都度、行政区とコミュニケーションを図り、また、助言と指導と協力を行っていきたいというふうに考えておりますのが、今の現状というふうに捉えていただいて結構かと思えます。

議長（小林 洋君） 阿部君。

（8番 阿部 清君登壇）

8番（阿部 清君） この要望については、現在、保留状態で、行政区同士で話し合い、統合する方針となってから、町が加わり協議するという考えのようですが、要望書の趣旨には、統合に向けたプロセスの指導となっていますので、協議を進める中で、一連の手順や方法を指導していただければと思います。

行政区の再編計画を進める上で重要なことは、地域の拠点となる集会施設等の建設が必要になります。地域の持続的な発展と活性化に向け、会館などの公共施設や消防団詰所など一本化することで経費の削減になると思いますが、長期的な展望を踏まえた上で、町長の考えをお伺いします。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） 会館や消防施設等の運営には、当然、維持管理費や修繕に多額の費用がかかる一方で、先ほどご紹介ありましたように、人口減少により利用者が減少している施設もあり、非効率な運営が問題になっているところもあると思います。ご指摘のとおりです。

持続可能な地域づくりには、やはり施設運営のコスト削減とサービスの向上、また、将来世代への負担軽減が不可欠であり、限られた財源を有効活用するためにも、施設の統廃合は避けて通れない課題と考えております。

公共施設全体については、やはり行財政改革基本方針や中期行動計画に基づき、既に活用に着手をしております。引き続き、会館や消防施設等を含め、議員各位のご意見を賜りながら、検討を進めていきたいというふうに考えておりますので、引き続きのご理解とご協力をお願い申し上げたいと思います。

統廃合というのは、実際にもう既に阿部清議員も承知していると思いますが、あまり末端までは小さいところというのはまだですけども、様々な、学校もそうですし、赤沢スキー場は廃止。そして、やはり将来的に使わない、使えないものは、やはり除去することも決断しなければならないかというふうに思っております。まだ使えるものは、有

効活用の方法があれば、それはその都度検討していくということでご理解いただきたい。

やはり将来にわたっての責任というのは、今、果たしておかないと、それがまた10年、20年残ったりすると、今の子供さんが大人になったときに、非常に迷惑がかかるのかなというふうに考えておりますので、そのような形でご理解をいただければと思っております。

議長（小林 洋君） 阿部君。

（8番 阿部 清君登壇）

8番（阿部 清君） 施設の統廃合は避けて通れない課題と考えているようですので、また、施設の中には除去するというような考えもあるようですが、今、質問した会館や消防施設等の統廃合については、行政区の統廃合を進める中で、また同時に検討していただければと思いますのでよろしくをお願いします。

今後、世帯数の少ない小規模な行政区は、区としての機能ができなくなる前の早い段階からの取組が必要です。集落の将来を考える上でも、隣接する行政区同士で統合し、新たな行政区を設置することが望ましいと考えます。

しかし、統合することで発生する旧地区との問題の解決が問題となり、地域内での住民の協力関係の強化を図られることが、統合に向けての重要課題となります。持続可能で豊かな地域社会を継続していくためにも、地域の現状をしっかりと把握していただき、行政区の健全な運営を確保するための取組を期待しまして、1問目の質問を終わりにします。

次に、旧幸知小学校の跡地の活用方法について伺います。

この旧幸知小学校の跡地については、令和3年にインテリア雑貨や家具の販売など幅広く事業を展開している企業が、宿泊施設等の建設計画を進めてきました。しかしながら、この計画のコロナ禍による深刻な影響や円安などを背景とする資材価格の高騰により、今年3月、建設計画の中止が発表されました。

町としては、町有財産の有効活用ということで進めた構想だったと思いますが、今回、計画が中止となったわけですが、この跡地については、私の地元ということで大変気になるところであります。今後の活用方法について、町長のお考えをお伺いします。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） 幸知小学校の跡地、ご紹介いただきました。そのとおりだったと思います。

阿部清議員におかれましては、地元の議員ということで、いろいろ苦勞があったのかなというふうにはお察し申し上げます。

現在のところ、活用計画はありませんが、将来的には、地域にとって効果的な活用方法や、民間企業の新たな土地利用の提案等を含め、検討していきたいというのが現状であります。

白紙になって中止になったわけですがけれども、早い時点で先方も中止を決断していただいたことは、逆によかったかなと思います。中途半端に手をつけられて、途中で資金繰りができなくなったから撤退しますという話など、これは到底、もっと大変なことです。早い段階で向こうも経営的な中での判断だと思います。これはこれで尊重してやるべきだというふうに私は考えております。現在のところは、繰り返しになりますけれども、活用

計画はありませんということでご理解いただければと思っております。

議長（小林 洋君） 阿部君。

（8番 阿部 清君登壇）

8番（阿部 清君） 現在のところ活用計画はないということで、また新たな提案等があれば検討していくということですね。今、そういった回答をいただきましたので、この後の質問が大変しやすくなりました。

この跡地については、旧校舎の解体後、土地が低地のため、県道と同じ高さにするための埋立工事を進めていました。しかし、宿泊施設の建設計画では、低地のまま利用したいということで、埋立工事は中止となり、現在、敷地の約25%ほど埋め立てたところでストップしています。

今回、この計画は中止となったことで、埋立てを再開するのか、今後の方針をお伺いします。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） 確かに状況は25%という、見た感じはそんな感じかなというふうに認識をさせていただきます。

現段階では、埋立ての再開は考えていませんが、今後、土地の利用で支障が出るようであれば、検討していくことも考えられます。これにつきましては、先般の全員協議会で地域整備課からも説明があったかと思えますけれども、令和7年5月26日から、群馬県が運用を開始した盛土規制法により、前橋、高崎を除く群馬県全体が規制区域に指定されたこともありますので、盛土に対する規制が、熱海でしたか、土砂崩れ以来、大変厳しくなったため、これは極めて慎重に、また群馬県も恐らく厳しい指導になるかと思えますけれども、慎重に対応はしていかなざるを得ないかなというふうに考えております。

以上です。

議長（小林 洋君） 阿部君。

（8番 阿部 清君登壇）

8番（阿部 清君） 今のところ、埋立ての再開は考えていないということですが、土地の有効活用を考えれば、現在、高い所と低い所になっていますので、同じ高さのほうが活用しやすい土地になります。

町長の今の説明のとおり、県の盛土規制法が改正され、規制が強化されましたが、この条例は多分許可制ですので、全く駄目というわけではないと思いますので、今後どのような活用になるか分かりませんが、必要に応じた対応をお願いできればと思います。

この場所は、以前から地域の高齢者の方々が、グラウンドゴルフ場として定期的に使用しています。高齢者の交流の場、健康を維持するための生きがいの場として活用しています。今回、計画が中止になったことで、引き続き使わせていただきたいと思っておりますが、高齢者が健康寿命を延ばすためには、こうした場所を残すことは大変重要だと思いますが、町長はどのように考えているのかお伺いします。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） たまにあそこを通るとやっている人がいます。逆に、空いているところを使

ってもらっているんで、ありがたいなという思いもあります。現在もグラウンドゴルフ場用地として、水上第一寿会に貸付けをしている状況です。

やはりこのような施設は、高齢者の運動機能の維持向上、認知症予防や社会的孤立の防止など、多面的な効果が期待される施設であり、当面は、当面はということ、新たな何か動きがない限りということでご理解いただければと思いますけれども、今のままでご利用いただければと考えております。安心しましたか。ということでご理解いただければと思います。

議長（小林 洋君） 阿部君。

（8番 阿部 清君登壇）

8番（阿部 清君） 高齢者の運動機能を維持するためには必要であるとの考えですので、引き続き使わせていただきます。この場所以外に広い場所が本当に少ない地域ですので、よろしくをお願いします。

中部地区は山間の集落で、交通の便が非常に悪い場所に位置しています。平成14年に起きた国道291号線の大穴区内小中沢の土砂災害では、大穴以北の8地区の住民や仕事の人、観光客などが、2日間にわたり孤立した災害に遭いました。当時は、大穴区に徒歩で渡れるつり橋があったため、この橋を使って避難した人もいましたが、現在は、令和4年の大雪で落橋してしまい、その後、架け替えがないため、今後、大穴、鹿野沢間で土砂災害が発生した場合は、完全な孤立状態になってしまいます。

この幸知小学校の跡地は、中部地区の中心にあり、令和5年に発行されました町の防災マップでは指定緊急避難所になっており、また、災害時の応急仮設住宅建設予定地になっています。地域防災計画の災害時のヘリポートやドクターヘリのランデブーポイント一覧表には載っていませんが、防災マップでは、ヘリコプターの離着陸場になっています。そのようなことから、学校跡地のような広い場所は防災の観点から地域に必要な場所と考えますが、町長の考えをお伺いします。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） 防災の観点からというお話です。

現在、みなかみ町には79か所の指定緊急避難場所が指定されており、水上中部地区においては、先ほどご紹介がありました旧幸知小学校校庭のほか、粟沢会館、綱子の健康増進施設、湯桧曾公園、大穴の水上中部コミュニティセンター多目的広場が指定されています。

また、応急仮設住宅建設予定地も、町内10か所に指定されており、災害救助法に基づき、群馬県と連携し選定した場所で、旧幸知小学校校庭と大穴多目的広場も指定されています。

これら多くの住民が一時的に非難する場所、また、電気、水道等が容易に使用できる仮設住宅の建設が可能な場所として指定されていますので、旧幸知小学校校庭のような広い敷地を有する場所は、適地であると考えております。

以上です。

議長（小林 洋君） 阿部君。

(8番 阿部 清君登壇)

8 番(阿部 清君) この跡地については、町長も重要な防災拠点と考えており、また、適地であると考えていますので、ぜひ今後も残していただければと思います。

この跡地については、ちょっと質問が戻りますが、令和3年に宿泊施設との計画が発表され、地元である中部地区の関係者との説明会を開き、その後、相手方との貸付契約を締結したのですが、先ほど言った令和5年に発行されました町の防災マップでは、この計画は進んでいたにもかかわらず、この幸知小学校跡地が、マップの避難所一覧の指定緊急避難所や応急仮設住宅建設予定地に指定されました。この宿泊施設の計画が順調に進んでいたら、令和6年以降に開業予定でしたので、指定緊急避難所や仮設住宅建設予定地として活用できない場所になっていましたが、防災マップの作成時に、この場所に対する協議はなかったのか、その点についてお伺いします。

議長(小林 洋君) 町長。

町長(阿部賢一君) その件について答弁をさせていただきます。

当時の関係課で建設計画の情報は共有はしていましたが、総務課危機管理室では、防災マップの作成開始の直前に、開発計画の延期が決まったことと、現状、避難場所として機能が保持されていることから、指定解除はせずに作成したというのが現実であります。

もちろん当然ではありますが、開発計画が明確になれば、速やかに手続が進められるよう、代替案の検討は進めておりました。並行して進めていたということでもあります。

議長(小林 洋君) 阿部君。

(8番 阿部 清君登壇)

8 番(阿部 清君) 関係課との情報共有はしていたということで、計画の延期が途中で決まったため指定解除せず、防災マップを作製したということですか。結果、建設計画は中止となったわけですから、今後は、代替案の検討は必要なくなったということですね。

平成23年に幸知小学校は閉校となり、この場所を旧幸知小学校跡地と言っていますが、平成22年までは同じ敷地内に、水上第二保育園があり、また、昭和43年までは、水上中部中学校もこの敷地内に併設されていました。そういったことで、この場所は地域の人たちの貴重な財産であり、卒業生たちの思い出のある特別な場所であります。

1問目の質問の中にありました中部地区からの要望書の区の統合という方向性が、今後、明確になったときの、施設等を一本化する場所としてふさわしい場所と私は考えています。そのようなことから、今後は公共の利用に供される場所として活用していただければと思いますが、その点について町長のお考えをお伺いします。

議長(小林 洋君) 町長。

町長(阿部賢一君) 阿部清議員も、当然小学校ということで、やはり母校というのは思い出もあるかなと思います。お互いに母校はもうなくなっていますんで、寂しいかなという思いかなと思います。

先ほど申し上げましたように、現時点では、新たな土地利用の計画はなく、寿会の皆さんにグラウンドゴルフの場として、また、グラウンドゴルフに限らずいろいろな形で使ってもらえればいいかなというふうに思っております。また、災害時の指定緊急避難場所等

にも指定されています。

今後、この土地利用の検討を進める場合、当然ではありますけれども、地域の住民の皆様方とのコンセンサスを得られるもの、あるいは、水上中部地区の区統合の方向性が明確になれば、公共的な土地利用も選択肢の一つとなると考えております。今の現状ではそういう思いであるということでご理解いただければと思います。

議長（小林 洋君） 阿部君。

（8番 阿部 清君登壇）

8番（阿部 清君） 現時点では現状での活用ということで、将来的に中部地区の区の統合の方向性が明確になり、また、地域住民の合意が得られれば、公共の場として考えていただけるということですね。

（「選択肢の一つ」の声あり）

8番（阿部 清君） 選択肢の一つということで、分かりました。

私は、以前から災害に強いまちづくりをテーマとして、何度も防災に関連した一般質問をしてきました。町長も議員時代に、防災の観点から安心・安全のためのインフラ整備が必要ということで、災害時の迂回路等、防災関連の質問をしていました。私も、この地域に災害時の迂回路建設をお願いしていますが、なかなか実現に至りません。

先ほどの質問でも申し上げましたが、この地域は災害時、陸上からの交通手段が困難になることが想定されます。そのようなときの避難や救助、また、物資輸送の役割を果たすためにも、ヘリポートの設置があれば、より安心な避難所になると思います。

つい先日5月28日に、災害対策基本法等の一部を改正する法律が可決され、改正災害対策基本法及び改正災害救助法が成立しました。この法律案の趣旨は、令和6年能登半島地震の教訓を踏まえ、国による支援体制の強化、福祉的支援等の充実、広域避難の円滑化等であります。改正内容は、国による災害対応の強化、インフラ復旧、復興の迅速化に関する事項が追加明記され、災害時の対応の強化を進めています。そのようなことから、この場所を広域避難場所、防災公園としての整備を提案いたします。

防災公園とは、災害発生時、地域の人々の命を守るために、防災拠点としての役割を担う公園であり、平常時は住民の憩いの場であり、運動広場や子供たちの遊び場として活用される場所です。防災公園を設備、整備することにより、地域の防災機能が向上するとともに、地域の安心・安全を高める重要な役割を果たしていく場所になると考えます。町長の考えをお伺いします。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） 阿部清議員も消防団長の経験があったり、自分も消防団の経験があったりということで、当時何年か前、議員のときに、防災とかいろいろご紹介いただきました。一般質問を何度かさせていただいた思いがあります。やはりこの中で広域的な避難所や防災公園などは、やはり大規模災害時には、住民の命を守るために不可欠であるという認識は、お互い共通の認識だと思います。

前段申し上げたとおり、行政区の在り方だったり、施設の在り方は、地域の皆様でやはり話し合い、その方向性を決めてもらうことが望ましく、阿部清議員が提案する広域的な

避難場所だったり、防災公園というのも、これは一つの可能性はあるというふうに考えております。水上中部地区の発展のためにも、やはり地元の阿部清議員におかれましても、パイプ役としてこれからもいろいろご協力いただければというふうに思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

例えばスキー場の駐車場なども、いざというときはもしかするとヘリポートにはなり得るのかなというふうに、広くて電線とかもない、障害物もないような所ですんで、いざというときですけれども、なるのかなというような思ひはしております。

現状、以上のとおりとさせていただきます。

議長（小林 洋君） 阿部君。

（8番 阿部 清君登壇）

8番（阿部 清君） 今、ヘリポートの件で、奥利根のスノーパークの駐車場、そこに緊急時、消防職員が入ってこられないとき、そのときの一応ランデブーポイントの資格を持っていますんで、そういうときは対応できるよう準備はしていますけれども、できれば、幸知小学校のグラウンドも使えるようになればいいのかなと思って、先ほどあればということと言ったわけですけれども。町長も以前から、防災に関しては非常に力を入れ、取り組んでおられ、地域の防災力がいかに重要であるか、十分認識されておられます。

災害対策には、自分自身で備える自助、地域で助け合う共助、行政が行う公助の3つがあり、災害時において最優先に考えなければならないことは、人命を守ることです。そのためには、行政による公助が非常に大きな役割を果たします。政府も、来年2026年、防災庁設置に向けた法案の準備を開始し、防災の抜本的な強化を開始しました。

この場所については、広域的な避難場所や防災公園も一つの可能性と考えているようですので、この案が具現化された場合は、地域全体の防災力向上につながる場所、地域住民の憩いの場になることと思います。

先日、この場所でグラウンドゴルフをしている第一寿会の皆さんのところにお邪魔して、この意見を伺ったところ、ぜひ公園整備などをしていただき、トイレや休憩所の整備をしていただけるとありがたいと言っていました。今後の町の取組を期待しまして、質問を終わりにします。ありがとうございました。

議長（小林 洋君） これにて、8番阿部清君の質問を終わります。

通告順序3 7番 鈴木 美 香 1. 新しい学びに「ラーケーション」の導入を
2. 矢瀬親水公園、矢瀬遺跡の管理と活用について

議長（小林 洋君） 次に、7番鈴木美香君の質問を許可いたします。

鈴木君。

（7番 鈴木美香君登壇）

7番（鈴木美香君） 7番鈴木美香。

議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

今回、通告させていただいている質問は2つでございます。昨今、メディアでも取り上げられているラーケーションについてと、町内の月夜野矢瀬親水公園と、国の指定となっている矢瀬遺跡についてお伺いしたいと思います。

まず、ラーケーションについてですが、私がこの言葉を聞いたのは昨年でした。小学生のお子様を持つ保護者の方から、美香さん、ラーケーションって知ってますかと聞かれ、恥ずかしながら勉強不足の私は、何でしょう、初めて聞きますと答えました。

ラーケーションとは、英語で学びを意味するラーニングと、休暇を意味するバケーションを組み合わせた造語で、平日に児童生徒が保護者などと一緒に、学校以外で行う学習活動を促進する制度であり、職業上、保護者の休日と学校休日が合わないご家庭などがある中で、平日休んでも欠席申請をすることにより、欠席扱いにならない制度のことです。

2023年、愛知県で導入されて以降、現在、多くの自治体で広がりを見せており、テレビなどのメディアでも多く取り上げられました。群馬県でも、今年度、草津町がこの学校特別休暇制度を導入したことは、3月15日付の上毛新聞1面のトップ記事として大きく取り上げられました。

教育長にお伺いします。今、全国的に広がりがあるラーケーション導入についてどう思いますでしょうか。

議長（小林 洋君） 教育長。

（教育長 田村義和君登壇）

教育長（田村義和君） 鈴木美香議員のご質問にお答えいたします。

鈴木議員が先ほど説明されていたように、ラーケーションの制度は、小中学校や高等学校などで、欠席扱いによらず、親と子供が一緒になって家庭で体験、学びを行うために、学校を数日休める制度、簡単に言うとそういうことと認識しております。みなかみ町でも、休日が学校と合わないご家庭が少なくない地域もありますので、ラーケーションの導入については、興味深い取組であると感じています。

しかし、この制度で懸念されることとして、教職員の業務負担が増えることや、それを補うための非常勤の校務支援員を確保する必要性、そのための人件費の予算確保など、心配されることもあるかと思えます。

議長（小林 洋君） 鈴木君。

（7番 鈴木美香君登壇）

7番（鈴木美香君） 率直なご意見をありがとうございました。

二つ目の質問の答えにもかぶってしまうかと思いますが、お答えされましたが、新たな学びの制度としてのラーケーションは、一般的に制度導入のメリット、デメリット、それぞれあると思います。私は、本当にメリットのほうが多いと思って、導入を考えていくべきだと思っています。

あえてデメリットについて、先ほどご答弁いただきましたが、再度、デメリットについて何か考えられることがありましたらお願いします。

議長（小林 洋君） 教育長。

教育長（田村義和君） デメリットについては、先ほどとダブるところがございますけれども、教職

員の働き方改革を、今、進めている点において、ラーケーションによる学習の遅れは、家庭学習で補うのが基本のスタンスとされていますけれども、実際には、教職員の学習の補助が求められるようで、やはり負担増が危惧されています。

また、クラスの各児童生徒の休みのスケジュール、休んだときどういうふうになっているのかということですが、それを把握する作業が生じます。児童生徒たちの学習ペースや進度が個々に異なるため、学校全体での統一的な評価や進捗管理が課題ともなると思います。

また、家庭の状況によって、取得できる児童生徒と取得できない児童生徒との差が生じるなど、それぞれの児童生徒が置かれている家庭の状況による学習機会の不平等や学習の保障といった課題もあります。学習機会の均等化をどのように図り、家庭環境の格差をどのように埋められるかなど、懸念されるところでございます。

議長（小林 洋君） 鈴木君。

（7番 鈴木美香君登壇）

7番（鈴木美香君） 今、幾つかのデメリットを挙げていただきました。本当にいろいろな立場からのデメリットが考えられると思います。どのような対策を講じれば、有益であると考えられますでしょうか。

議長（小林 洋君） 教育長。

教育長（田村義和君） 今さっき、デメリットを申し上げましたので、それに対応するということですが、制度の導入によって生じる、まず新たな教職員への負担を補うためには、先ほども申し上げましたが、非常勤の校務支援員の増員や勤務時間の増加をすること、それに伴い、必要となる人件費の確保などの対策が考えられます。

しかし、休みの取り方が違う児童生徒ごとのスケジュール管理や学習保障は、結局担任がせざるを得なくなるというふうに思います。どこまで町費であてがった支援員がカバーできるのか、不透明なところがあると思います。

また、休む日や休む人数と、学校行事やカリキュラムとの兼ね合いをどう調整するかということや、家庭状況によってラーケーションを取得したくてもできない家庭などの対応については、今のところ、ちょっと有効な対策が思いつかないという状況です。

それでも、ラーケーション制度の導入には興味もありますけれども、導入していくとなると、かなりの研究と学校や保護者の理解と協力が不可欠になるのではないかなというふうに思います。

議長（小林 洋君） 鈴木君。

（7番 鈴木美香君登壇）

7番（鈴木美香君） 県内初の導入をされた草津町は、観光が主産業となっていて、土日に休みが取れないご家庭が多いということです。一方、我が町の主産業、主力産業は、観光と農業という中で、2020年の国勢調査によると、15.33%が宿泊業や飲食サービス業ということで、県内3番目の多さとなっています。群馬県の平均が5.05%という数字を見ますと、町内でも多くの方が土日やお盆時期、年末年始に休みを取りづらい業務に就いていると分かります。

その中で、全ての人が子育て中とは限りませんが、中には子育て真っ最中の方もいらっしゃいます。サービス業に従事しているご家庭では、土日、祝日、年末年始は、親のどちらかがワンオペで子育て、また、祖父母が孫育てとなります。春休みや夏休みなど長期休みがあっても、観光サービス業は、かき入れどきですから、連休はなかなか取れません。お子様が小学校に上がってからは、家族全員で出かけることは難しいと言えます。

もちろん、今は働き方改革という中で、サービス業も休みの取り方は変わってきていると思いますし、企業もそれぞれ対応されていると思います。ですが、急激な人口減少が続く中で、子育てと働き方、休み方のバランスを取る一つの方法として、このラーケーションという制度が広がっているのだと思います。

子育ては、人生の中でも一番濃厚で貴重な時間です。学び多き小中学校時代に、家族の時間を確保できる、しっかり後押しできる制度の導入が、子育てに力を入れている町と言えるのだと思います。我がみなかみ町においても、様々な先ほどのデメリットというのを挙げていただきましたが、その対策を考えていただき、取り入れていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（小林 洋君） 教育長。

教育長（田村義和君） ラーケーションを取り入れると、子育てに力を入れている町と言われるというのは、ちょっと極端な言い分かもしれませんが、それにしましても、ラーケーションの導入は、当町にとっても興味深い制度であると、冒頭申し上げましたけれども、まずは保護者や教職員の意見を把握したり、他の自治体の状況をうかがったりして、その実態や影響をよく捉えて検討してまいりたいと思います。

導入が望ましいと判断すれば、いきなり始めるのではなく、ある期間、実証実験的に仮導入するとか、そういうことも考えていく。慎重に進めていく必要があるだろうというふうに思います。

議長（小林 洋君） 鈴木君。

（7番 鈴木美香君登壇）

7番（鈴木美香君） 先ほどデメリットの中で、ご家庭の不平等さというものが出てくるということもおっしゃられました。平等を考えて活用できないご家庭のために、制度をつくらないというのであれば、例えば、コンクールやスポーツ大会への出場など、生徒の個人的な活躍の場を確保する場合にも、学校を欠席しなければならないこととなります。制度の中で申請する、しないは、各ご家庭の判断と責任の中に委ねるしかないと思います。

そのようなご家庭の判断で、茨城県では、昨年度7万4,975件の申請があったそうです。授業の遅れを心配されるならば、GIGAスクール構想で配付されたタブレットでの、授業中の黒板と説明を見られる動画を録画配信することも可能です。休んでも、学習を補える方法を、先ほど教育長おっしゃられました子供たちや保護者、教育現場、先生方とともに考えていければよいと思います。そのような大人の姿を見せることが、真の教育となるのではないかと思います。

ぜひ、町として、親子での探究的な学びの充実や環境を整えるラーケーション制度の導入を、柔軟な姿勢を見せていただきたいと思います。何かございますでしょうか。

議長（小林 洋君） 教育長。

教育長（田村義和君） 具体的なアイデアをいろいろ教えていただいたので、参考にさせていただきたいと思います。

議長（小林 洋君） 鈴木君。

（7番 鈴木美香君登壇）

7番（鈴木美香君） 次の質問に移ります。

月夜野矢瀬親水公園、矢瀬遺跡の管理や周知、今後についてお伺いします。

まず、公園と遺跡、また、道の駅月夜野は一ベすとは、どのような管理下に置かれておりますでしょうか。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） 鈴木美香議員の一般質問に答弁させていただきます。

どのような管理下に置かれているかという問いだと思います。

月夜野矢瀬親水公園は、地域整備課が所管して、公園内の清掃や樹木の剪定、草刈りなどは業者に委託をしております。また、矢瀬遺跡は、生涯学習課が所管し、遺跡周辺の草刈りや展示施設の開館作業などは業者委託で行っております。また、月夜野は一ベすとは、農林課が所管し、株式会社月夜野は一ベすとが指定管理業者となって運営をしているというのが現状であります。

以上です。

議長（小林 洋君） 鈴木君。

（7番 鈴木美香君登壇）

7番（鈴木美香君） 現在、町内の国指定文化財は8個あります。今回はそのうちの一つである矢瀬遺跡について、改めて発見された経緯や、発掘調査され、国の史跡に指定された経緯についてお伺いします。

議長（小林 洋君） 教育長。

教育長（田村義和君） 矢瀬遺跡につきましては、今からおおよそ3,500年から2,300年前の縄文時代後期半ばから晩期末に営まれた集落跡で、集落内祭祀を主体とした全体構造が非常によく残っており、土器群や耳飾り、弓矢を持った人物が刻まれた線刻石など、出土遺物の種類、量ともに大変充実していると言われております。

平成4年の土地改良事業に伴う発掘調査で発見され、学術的にも高い評価を受けたことから、平成6年度までに確認調査、補足調査、木柱根の保存処理を実施し、平成8年8月には国史跡の申請を行い、翌平成9年3月、国の史跡として指定されました。

そして、平成9年度には、文化庁の史跡等活用特別事業に採択され、平成10年度から12年度に保存整備事業を実施して、平成13年度には史跡公園として矢瀬縄文ムラがオープンしております。

以上、経緯でございます。

議長（小林 洋君） 鈴木君。

（7番 鈴木美香君登壇）

7番（鈴木美香君） 当時、新聞で大きく取り上げられ注目されていたことは、私も記憶に残って

おります。

これ、みなかみ町として、力を入れて保存、管理、周知していかなくてはならない重要な埋蔵文化財です。発見から整備され、今は約30年ほどがたっておりますが、経年劣化が顕著な場所が見られます。調べましたら、平成26年から28年度の3か年で、保存修復事業が行われたとなっておりますが、どのような事業だったのか、何を修復されたのか、教えてください。

議長（小林 洋君） 教育長。

教育長（田村義和君） 平成10年度から12年度に保存整備された復元展示物や、遺構露出野外展示物などについて、木材の崩落やかやぶき屋根、展示施設の劣化など、老朽化による傷みが目立つようになったため、国の補助事業である歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業により、平成26年度から28年度にかけて大規模な改修工事を行いました。今、ご指摘の工事です。

具体的な整備内容といたしましては、復元家屋や建造物の木材交換、カヤ材の全面ふき替え、四隅袖付炉展示施設の屋根や外壁などの塗装、水場や祭壇の保存処理などを行いました。

以上です。

議長（小林 洋君） 鈴木君。

（7番 鈴木美香君登壇）

7番（鈴木美香君） 屋根や外壁の塗装をされたという、四隅袖付炉の館、そちらは遺跡エリアにある黒い建物となっておりますが、行ってみると正直なかなか近寄り難い雰囲気を感じ出していると思います。

あの建物を、矢瀬親水公園によく遊びに行っているという小学生の保護者の方々に聞きましたら、そもそも遺跡エリアを知らないとか、知っていてもその建物は倉庫じゃないの、といった答えが返ってきました。遺跡エリアをご存じの方も、かやぶきの竪穴式住居には入ったことはあるけれども、皆さん、その黒い建物は入ってはいけない場所だと思っております。

見学の案内がドアに貼り付けられておりますが、近づかないと読めない文字の大きさ、文字が小さく、冬の間は閉館しますと、今の時期も赤く縁取りで書かれておりますので、その下に開館時間とかというのは書いてあるんですけども、まず距離を取った所から見、入ってはいけないという注意書きだと勘違いしてしまうような書き方、ご案内の仕方になっております。要するに、入りづらい建屋だということです。

そもそも道の駅月夜野は一べすとに立ち寄って、芝生広場を見たとしても、その奥に遺跡があると分からないのではないかと思います。芝生広場に向かって下りていっても、トイレの看板はありますが、遺跡への案内は見当たりません。芝生広場のその先にある遺跡までの動線、また、展示室への案内を考えなければ、周知、展開、活用に結びつかないのではないのでしょうか、伺います。

議長（小林 洋君） 教育長。

教育長（田村義和君） 通告を受けまして、私も改めて確認に行ってきましたけれども、確かに月夜

野は一ベすと周辺にも、遺跡に関する資料がなく、案内表示も明らかに足りていないと感じました。そこは生涯学習課だけの管轄ではないので、関係課に相談しながら、遺跡に目を向けて、足を運んでいただけるような取組を、案内をしていかなければならないなど感じたところでございます。

議長（小林 洋君） 鈴木君。

（7番 鈴木美香君登壇）

7番（鈴木美香君） 観光協会のパンフレットの歴史文化のページに、矢瀬遺跡の掲載がなく、月夜野エリアとしてのご案内に、小さいスペースで掲載されているだけになっています。観光客にぜひ見に行ってほしい場所としてご案内できないという関係者の言葉に、議員として何とかしなくてははいけないと強く感じました。

また、遺跡の出土品を保存しているみなかみ町月夜野郷土歴史資料館も、土日の開館しがなく、平日の開館がないため、他の市町村の小中学校を含め、校外学習として遺跡を訪れられない状況となっております。多くの学生を乗せた修学旅行のバスが、国の指定史跡である矢瀬遺跡をコースに入れられないのは、大きな課題として捉えなくてははいけないのではないのでしょうか。お願いします。

議長（小林 洋君） 教育長。

教育長（田村義和君） 平日に開館していないということでございますけれども、事前にご連絡をいただくと、平日に開館する対応をさせていただきます。ですので、学校からの問合せがあると、それに対応して開館するというような形をしております。実際、コロナ禍の前は、他市町村の林間学校の際などで、平日にご利用いただいたこともございます。

そのため、今の一般的には土日、祝日で対応して、平日はお問合せによって対応するというので、大きな課題とまでは認識していないところでございます。

議長（小林 洋君） 鈴木君。

（7番 鈴木美香君登壇）

7番（鈴木美香君） ぜひほかの市町村の小中学校にも、大変、体験する場所としてご提供できる施設ではあると思っておりますので、平日案内できますというご案内というのをしっかりと、ほかの教育機関にもお伝えしていただけたらと思います。

ただ、そのためには、施設がきちんとしていなくてはならないと思います。ガイド等の対応もしなくてははいけないと思います。そこも含めて、ぜひしっかりとした施設管理をお願いしたいと思います。

先日、公園に行きましたら、芝生広場にこども園の園児でしょうか、十六、七人の子供たちが3人の引率の先生と遊んでおりました。桃野小学校では、今度、1年生が遠足で行くのも聞いております。しかし、低学年の遠足である場所に行っても、ただ広い公園で遊ぶのがメインで、矢瀬遺跡の説明を聞いても理解できる学年ではないと、現在は退職されている元教員の方がおっしゃっておりました。

人類が誕生し、石器時代から縄文時代、今から約3,500年前の生活が、この場所で営まれていたことや、再現されている施設があること、郷土歴史資料館に入りますと、貴重な出土品にわくわくいたします。特に、先ほど線刻石というんですか、弓矢を持った人

物の姿を、縄文人がどのような気持ちで石に刻んだのか、発見された土器や石器などに思いをはせられる学年でこそ、同じ場所に立つという実体験が、本当の学習とつながる学びというものなのではないでしょうか。学習指導要領に合った学年で、矢瀬遺跡や郷土歴史資料館を訪れ、学びへとつなげていける施設であるべきだと思います。

一番近い利根商業高校の生徒が、公園は知っているけど、遺跡は知らないと言っていたので、本当に残念過ぎると思ったのも事実です。この貴重な遺跡を、町内の学校ではどのように学習に取り入れているか、具体的に教えてください。

議長（小林 洋君） 教育長。

教育長（田村義和君） 月夜野地区の小学校におきましては、毎年、史跡と資料館を訪れており、例年、数十人の児童が参加しているというふう聞いております。鈴木議員がおっしゃるとおり、貴重な遺跡ですので、積極的に学習に活用してほしいと思っています。

小学校低学年が、遠足などで矢瀬親水公園を訪れるのは、それはそれで地域に親しむことを目的として、大変意味あることだというふうに思っています。

小学校6年生の社会科では、我が国の歴史上の主な事象について学びますけれども、その事象の一つとして、教科書でも縄文時代の遺跡が取り上げられています。その学習のときに、みなかみ町にもある矢瀬遺跡にちゃんと触れてほしいと私も思っています。歴史遺産に直接触れて、その時代の暮らしに思いをはせ、歴史への興味、関心、理解を深めていくことは、社会科学習の質を高め、郷土愛を醸成することにもつながりますので、有効に活用していけるようにしたいと思います。

具体的な例で言いますと、桃野小学校では、6年生が総合的な学習の時間のみなかみの歴史に関わる単元の導入で、矢瀬遺跡を取り上げ、歴史ガイドの方の説明を聞きながら見学して、社会科と関連させながら学習を深める取組をしています。ですので、他の学校についても有効に活用するように働きかけていきたいというふうに思います。

利根商業高校さんの例が先ほど出ましたので、それについてもお答えさせていただきますと、平成30年度頃から、利根商業高等学校では、商業科の実習の中で、「駅からハイキング」を生徒が企画するという授業を行っており、後閑駅周辺のハイキングコースを、生徒が設定しております。その中に、矢瀬遺跡、月夜野郷土歴史資料館をはじめ、歴史文化施設をコースの中に入れてもらっており、後閑駅を降りたお客さんを、実際に利根商業高校の生徒さんが、矢瀬遺跡等を案内しております。

それにしましても、先ほど利根商業高校生、近くにあるのに遺跡を知らないということですので、一部の生徒しか認知していただいていないのは、私もとても残念に思いますので、利根商業高等学校さんでも近くに遺跡があるということに目を向けるような働きかけをしていただけるとありがたいというふうに思っております。

議長（小林 洋君） 鈴木君。

（7番 鈴木美香君登壇）

7番（鈴木美香君） 歴史をある程度学んでいる学年こそ、遺跡に降り立つ意味が響くのだと思います。全国こども考古学教室というホームページにも掲載されている遺跡です。地元にある国の指定史跡、町内の子供たちが体感できる最高の環境を生かしていただけたらと思います。

ます。

管理や修繕について伺います。修繕について、町の施策マネジメントにある文化財の保存と活用という欄に、課題解決として大規模な改修が必要とありますが、今後の見通しはどのように考えておりますでしょうか。

議長（小林 洋君） 教育長。

教育長（田村義和君） 財政的に大規模な改修が難しいことから、現在は、毎年少しずつ計画的に修繕を行っています。という現状でございます。

議長（小林 洋君） 鈴木君。

（7番 鈴木美香君登壇）

7番（鈴木美香君） 国の文化庁の補助金として、指定文化財管理費国庫補助や文化的景観保護推進事業国庫補助事業というものがございます。また、群馬県でも、文化財保護事業費補助金がありますので、ぜひそちらのほうを活用していただけたらと思います。

特に、矢瀬遺跡の案内をしている半円形の台座にあるステンレスプレートでできているガイド板、印刷の剥がれも著しく、その台座周辺はコケだらけです。サイドに設置してあるベンチは、腐食が進み、くぎが出ている状態で、けがを負う事故が起こらないとも限りません。

また、遺跡エリアの南側にある矢の広場に立っております源義家像、銅像がございましたが、解説が全くもって読めない状態です。これは、町民の方からお声をいただき、見に行きましたところ、非常にショックを受けるほどの劣化で、周辺の木々も管理不足と言ってよい状態でした。

先ほどの矢瀬遺跡もそうですが、公園敷地内にある看板や、見てください、読んでくださいといった案内板が、汚れ剥がれているのですから、これは適切な手入れが必要だと思います。朽ちていると言っていいほどの現状を、どのようにお考えでしょうか。

議長（小林 洋君） 教育長。

教育長（田村義和君） ご指摘の矢瀬遺跡の案内をしているステンレスプレートなど、それについて紹介させていただきますけれども、この施設につきましては、平成10年度から12年度の事業において整備されましたいわゆるガイダンス施設で、遺構の情報ははじめ、各施設の概要について、全体模型や図、写真、絵、文による本めくり型や回転式可動パネルによる解説を行っているというものです。

その現状を先ほどご指摘いただきましたけれども、ご指摘のとおり、利用に耐えられない状況になってきているということを確認しまして、大変申し訳ないなというふうに思っております。修繕等、改善に順次取り組んでまいりたいというふうに思います。

議長（小林 洋君） 鈴木君。

（7番 鈴木美香君登壇）

7番（鈴木美香君） ありがとうございます。ぜひ早急に対応していただきたいと思います。

関連して、一帯にある深沢遺跡配石遺構や群馬県の指定史跡である梨の木平敷石住居跡など、貴重な展示物も生かされているとは言えない状態です。

議員になったときに地域内を歩いた際、梨の木平敷石住居跡地は、施設内のガラスが砂

まみれ、ほこりまみれで汚れていたことを、すぐに指摘させていただきました。深沢遺跡配石遺構につきましては、フェンスで囲われて、外からぐるっと見られる状態であるべきですが、雑草がはびこり、管理が行き届いていないことも、おつなぎさせていただきました。

先日、見に行きましたら、巡りはきれいになっておりましたが、遺跡内に空き缶が投げ入れられているのが見受けられました。こちらの管理はどのようになっておりますでしょうか。

議長（小林 洋君） 教育長。

教育長（田村義和君） 比較的規模の大きい名胡桃城址とか矢瀬遺跡については、専門業者に除草作業を委託しているわけですが、深沢遺跡や梨の木平遺跡といった文化財施設については、ほかのスポーツ施設とあわせて、生涯学習課で雇用している作業員2名が除草、清掃作業を行っております。ですから、非常に広い範囲の数の多いものをこの作業員で行っているため、清掃などが間に合わないことなどもございまして、順次対応しているというところがございます。

議長（小林 洋君） 鈴木君。

（7番 鈴木美香君登壇）

7番（鈴木美香君） 本当に管理がちょっと足りないところがございます。2名という作業員というのも、少し足りないのではないのかなと思っております。

梨の木平敷石住居、矢瀬遺跡の四隅袖付炉の館、入り口ドア付近にほうきやちり取りが立てかけられたままになっています。掃除道具が入り口に入ってすぐにあるのです。見かねて、うちが管理すればきれいにできるのと言った町内の業者さんもいらっしゃいます。共同管理等を含め、再度、管理運営の再考をお願いしたいと思います。何か運営の方法でお考えがございましたらお願いします。

議長（小林 洋君） 教育長。

教育長（田村義和君） 梨の木平敷石住居や矢瀬遺跡の四隅袖付炉の館の清掃につきましては、委託契約の内容に含まれていませんものですから、前述の作業員による直営で行っています。だから、その中の掃除とかです。

今年度につきましては、清掃回数や清掃用具の管理など、すぐに改善してまいりたいというふうに思います。なお、来年度以降は、清掃を含めた委託契約を検討していかなければならないかなというふうに考えています。

議長（小林 洋君） 鈴木君。矢瀬公園以外の関連で質問を、遺跡も言っているということですね。

鈴木君。

（7番 鈴木美香君登壇）

7番（鈴木美香君） ぜひ来年度以降、予算のほうの措置をお願いしたいと思います。

予算措置に関連しての質問になりますが、昨年度の予算で矢瀬遺跡復元竪穴住居改修工事費としての予算が、75万5,000円ついており、年度内に修繕するというお話がございましたが、直していないように見受けられます。これに関しては、他の修繕への流用

の説明がございましたが、詳細をお願いします。

議長（小林 洋君） 教育長。

教育長（田村義和君） 矢瀬遺跡にある骨組みのみの復元家屋のことなんですけれども、それを改修するため、令和6年度に予算措置を行いましたけれども、年度当初の執行が遅れまして、雪解けを待って行おうとしていたところ、この豪雪でございまして、藤原地区にある雲越家住宅のほうの北側屋根が大きな被害を受け、その応急処置のためにその予算を流用させていただいたという実情がございまして、ですので、復元家屋の改修については、改めて予算措置をして、令和8年度に実施したいと考えています。

議長（小林 洋君） 鈴木君。

（7番 鈴木美香君登壇）

7番（鈴木美香君） 確かに雲越家の修繕は、今回の修繕以前から必要な措置を講じなければならない状況で、今年の積雪で緊急を要したのは分かりますが、今年に入ってから、年度内にやりますという言葉も、担当課から聞いておりましたので、予算立てしている修繕が後回しになってしまうということは、民間企業ならば契約不履行ということですね。今後において、計画の変更を極力避けるため、国や県の補助申請に向けた計画案の策定に、早急に着手すべきだと考えます。いかがでしょうか。

議長（小林 洋君） 教育長。

教育長（田村義和君） 課内で検討させていただきます。

議長（小林 洋君） 鈴木君。

（7番 鈴木美香君登壇）

7番（鈴木美香君） 続けて、以前、月夜野郷土歴史資料館について、関連することなのでお伺いしたいんですが、毎年130万以上の借地料が発生していることに関してお伺いしたところ、今後を考えて、買上げや移築を含めた対応を検討するとの回答がございました。その後の対応はどのようになっておりますでしょうか。

議長（小林 洋君） 教育長。

教育長（田村義和君） 月夜野郷土歴史資料館は、矢瀬遺跡や八束脛洞窟遺跡を中心とする旧石器時代から近代までの考古資料のほか、月夜野地区に伝わる古文書や民俗資料など、多数の収蔵品を抱える施設です。この施設ですけれども、施設を移動する場合は、前々から移動するときのことはどういうふうにご検討していたかと伺いますと、月夜野郷土歴史資料館だけでなく、水上歴史民俗資料館と併せて、統合して適切な所に移転しようというふうにご検討しておりました。

しかし、新規に建設するのは財政的にちょっと厳しいということはあるので、既存の施設を活用するのが現実的と考えています。しかし、その具体的な施設はまだ定まっていないというところがございますので、引き続き検討してまいりたいというふうに思います。

議長（小林 洋君） 鈴木君。

（7番 鈴木美香君登壇）

7番（鈴木美香君） 矢瀬遺跡、また、水上のほうの資料館、その保存というのは大事なことです。

ので、今後に向け、先々のことを見据えた計画をしっかりと立てていただきたいと思います。

保存、管理、そして、周知、活用するという大前提の中で、周知についてですが、敷地内で開催されるイベントなどがよいタイミングであると考えます。直近ですと、6月28日土曜日には、まちづくり協議会の月夜野支部の企画で、縄文なべづくりの体験会が開かれますし、当日、みなかみえんにちとしてイベントが企画されております。そのようなときに、解説できるガイドさんがいれば、興味を持ってお話を聞き、知ってもらえる機会になるのではないのでしょうか。いかがでしょうか。

議長（小林 洋君） 教育長。

教育長（田村義和君） それについても、いいアイデアかというふうに思いますけれども、まずは、月夜野は一べすと内に、矢瀬遺跡のリーフレットなどを置いたり、ポスターを掲示したりできるように関係者に協力を依頼するなど、その遺跡を認知していただくのを、取っかかりですぐできることでやりたいと思います。

ガイドの配置につきましては、なかなかいろいろ協議、検討しなければならないところもございまして、それについては今後検討していきたいというふうに思います。

議長（小林 洋君） 鈴木君。

（7番 鈴木美香君登壇）

7番（鈴木美香君） 資料館に学芸員さんや発掘当時関わった方、30年ほど前のことを知る語り部さんにご協力いただくことが必要だと思います。

それらを支援するものとして、群馬県では、2019年に国の文化財保護法が改正されたことを受け、県内の文化財の確実な保存と継承に向けて、市町村の取組を支援していくとしています。群馬県文化財保存活用大綱では、市町村の地域計画も含めた事業の支援策として、国、文化庁への働きかけも含まれております。

加速度的に遺跡の劣化が進む現状で、今、動き出さないと、逆に、国の指定史跡の管理を自治体が行わなくてはならないという宿題をしない、していないということになります。宿題を後回しにできるほどの時間は、もうないと言ってよいです。それは、町長も、教育長も分かっていると思いますし、町民が関心を持っていなくなっていることに危機感さえ覚えます。資料館も含めた矢瀬遺跡について、みなかみ町として未来にどのようにつなげていくのか、ぜひ、町長、教育長、お伺いします。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） るるいろいろ矢瀬公園についてお話しいただきました。貴重な遺跡だというふうには認識させていただいております。これからは、国はもちろん県、これは補助金、交付金なども活用する中で、連携を取りながら、引き続き保存と活用に努めていきたいというふうに思っております。

以上です。よろしく申し上げます。

議長（小林 洋君） 教育長。

教育長（田村義和君） 展示物やガイダンスなど、本当に経年劣化が激しい施設について、少しずつになってしまうかもしれませんけれども、必ず改修を進める。また、案内板などの改善を行いながら、普及啓発に努めてまいりたいと思います。

月夜野郷土歴史資料館につきましても、今後の運営の在り方も含めて、より現実的な方策を検討していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長（小林 洋君） 鈴木君。

（7番 鈴木美香君登壇）

7番（鈴木美香君） 前向きなご答弁をありがとうございました。

昨夜、自宅の前にホテルが飛んでおりました。かつて矢瀬親水公園では、ほたる祭りが開催されておりました。今は、みなかみえんにちや園内のライトアップが民間主導で開催されております。町の代表でもある公園を生かすためにも、整備や管理をしっかりと整え、継続して継承していかなくてはならないと思ひ、お考えをお伺いしました。未来にきちんとしたものを引き継ぐ施策をお願いしたいと思ひます。

以上で一般質問を終わります。

議長（小林 洋君） これにて、7番鈴木美香君の質問を終わります。

散 会

議長（小林 洋君） 以上で本日の議事日程第1号に付された案件は全て終了いたしました。

明日6月11日は、午前9時より一般質問を再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。大変お疲れさまでした。

（午後2時29分 散会）